

Ⅱ 新たな状況を踏まえた世界の貿易ルールの形成

1. WTOルールの意義と課題

(1) ドーハラウンドの行方とWTOの役割

■交渉開始から10年、転換点を迎えたドーハラウンド

2001年11月の第4回WTO閣僚会議で立ち上がった「ドーハ開発アジェンダ」(ドーハラウンド)は、開始から10年が経過した。この間、「貿易自由化」と「開発」という必ずしも相容れない価値の狭間で決裂と再開を繰り返し、いまだ合意のめどが立たない厳しい状況が続く。

ラウンド開始とほぼ同時期に加盟した中国など、途上国が経済成長とともに発言力を増し、先進国中心の合意形成が不可能になったのがドーハラウンドの歴史であったともいえる。例えば決裂した2003年のカンクン第5回閣僚会議では、会議直前に、米国とEUは農業補助金という重要課題について大筋合意していた。米EUという「二極」間の合意は、従来であればその後の交渉を飛躍的に加速させるインパクトを持っていたはずだった。

交渉の対立は多様であるが、農業と非農産品市場アクセス(NAMA)が2大テーマといえる。2005年の第6回閣僚会議で採択された香港閣僚宣言24項は「農業とNAMAの市場アクセスとのバランス」を掲げている。これは先進国の関心が高い、途上国のNAMA分野の関税引き下げと、途上国が高い関心を持つ農産品に対する先進国の補助金、とりわけ国内助成の引き下げを念頭においた内容だとみられる。しかし、47年のガット体制(以下、WTO発足以前の体制は「ガット」、関税および貿易に関する一般協定は「GATT」と表記)発足以来のテーマである工業品の関税引き下げに対し、農業は長年ガット体制の実質的な規律が及ばず、本格的な関税交渉も先のウルグアイラウンドが初めて、という分野である。この土台の異なる2つの市場アクセスについて同程度の野心を確保する、という同宣言のコミットメントも、現在の困難な現状を作り出している一要因といえる。

さらにラウンドを複雑にしてきたのが、「すべてが合意するまでは何の合意にも達しない」という一括受諾方式(シングルアンダーテイキング)であった。同原則は、70年代のガット東京ラウンドで合意された各種の協定(東京ラウンドコード)が任意参加(例えばのちの貿易の技術的障害に関する協定(TBT協定)につながるスタンダード協定は32カ国の署名)であったため、ガット加盟国間で権利義務に差異が生じたことへの反省によるもの

とされている。その反面、シングルアンダーテイキングの原則が、交渉を硬直化させ、WTOにおけるルールメイキングを遅らせている点是否めない。

ラミー事務局長は2011年5月末の貿易交渉委員会で、農業やNAMAといった主要分野での交渉進展が見込み難い現状に鑑みて、後発開発途上国(LDC)に関する事項を中心とした一部の交渉事項の先行合意(アーリーハーベスト)を提案した(図表Ⅱ-1)。これはドーハラウンドの大きな転換点といえる。ただし2001年のドーハ閣僚宣言47項でも、シングルアンダーテイキングを原則としつつも、交渉全体のバランスを評価した上でアーリーハーベストを可能とする余地があり、提案自体は閣僚宣言の内容から逸脱するものではない。6月末現在、LDC事項以外にアーリーハーベストに含める対象をめぐって、調整が難航しているとみられる。例えば貿易円滑化が候補に挙がっている。これは貿易規則などに関するGATT 5, 8, 10条を明確化する作業であり、貿易実務の透明性を高めるプロセスとして期待されている。その他、環境物品の関税引き下げも先進国を中心に関心の高いテーマである(Column Ⅱ-1)。

図表Ⅱ-1 ドーハラウンド・アーリーハーベスト提案

分類	主なアジェンダ	目標
第1トラック (LDC関連)	・LDC産品の原則無税無枠化 および対象産品の原産地規則 ・LDCに対する義務の免除 (サービス自由化など) ・綿花問題(先進国の綿花補助金削減)	2011年12月閣僚会議でのアーリーハーベスト。
第2トラック (LDCプラス)	・貿易円滑化 ・農業輸出補助金 ・漁業補助金 ・実施問題(既存WTO協定上の途上国の義務緩和・免除) ・特別かつ異なる待遇(途上国への配慮の強化、見直し) ・環境物品の関税削減または現行の実行税率の維持約束	同閣僚会議で可能な範囲の先行合意を目指す。途上国はLDCプラスに消極的。漁業補助金のルール化など対立する分野も。
第3トラック	・非農産品市場アクセス(関税削減、分野別撤廃など) ・農業市場アクセスおよび国内助成 ・サービス自由化 ・アンチダンピング、補助金・相殺措置ルールの見直し ・知的財産権(地理的表示の保護対象拡大など)	同閣僚会議でロードマップを明確化。

[資料] WTO事務局資料, WTO Reporter (BNA), Inside U.S. Trade (Inside Washington Publishers) から作成。

Column II - 1

●環境物品の関税引き下げを目指すWTOドーハラウンド

WTOドーハラウンドにおいて方針転換の結果として提示された先行合意（アーリーハーベスト）は、後開発途上国（LDC）関連を中心とした一部の議題を先に進めることを目指している。「LDCプラス」として他に何の分野が追加できるかは議論が行われているが、「環境物品の関税引き下げ」はその可能性がある。加盟国の間で環境配慮型の製品や環境負荷の小さい製品については関税をその他の非農産品よりも大幅に引き下げ、もしくは撤廃することを目指している。

この分野は、WTOのみならずAPECの場でも、5月に開かれた貿易大臣会合で「グリーン成長の推進」として、11月首脳会合までの具体的成果目標の一つに挙げられている。2011年は輸出倍増計画を掲げる米国がAPEC議長国であるだけに、強く押し進めている。ただ中国だけはWTOの場で交渉を行うべきとして、APECにおいて議論を進めることに後ろ向きである。

ではWTOでは交渉が円滑に運ぶのかということそうでもない。中国はWTOの場でも、技術移転が確約されない限り関税引き下げには取り組まないと主張している。後述の通り中国は世界最大の環境物品輸出国であるが、関税引き下げによる攻めの側面よりも守りの面を意識して、こうした交渉に前向きでない。また中国の主力輸出品の、先進国での関税は既にゼロであるものが多く、交渉を行うインセンティブに欠ける図式になっている。

何の品目が具体的にリストとなるのかはいまだみえない。米国は当初153品目を提唱するなど、できるだけ品目の幅を広げたい意向がある。世界銀行が「環境に優しいことが明白である」と指定しているHS 6ケタの43品目も一つの叩き台である。しかしHS 6ケタであることから、いわゆるデュアルユースと呼ばれる、必ずしも環境保護目的で使われるとは限らない品目も含んでしまう可能性があり、途上国は無税品目の範囲が必要以上に拡大するとして警戒している。他にも、まずは25品目でスタートする案、少なくとも実行税率を現状以上に引き上げないようにする案など、さまざまな提案がなされている。

■中国を中心に東アジアが輸出を伸ばす

「環境物品」の世界貿易の構図を、世界銀行の43品目をベースに概観する。2010年の世界の貿易額（輸出ベース）は、前年比27.4%増えて2,353億ドルとなり（表）、世界貿易の伸びである20.7%を上回って拡大した。世界的な景気後退となった2009年の反動増により、多くの国が輸出を伸ばした。中でも、中国は約1.7倍と大きく伸び、ドイツを抜いて世界最大の環境物品輸出国

へと躍り出た。また中国に限らず、台湾やASEAN5も輸出を大きく伸ばしており、東アジア地域が環境物品輸出拠点として躍進している。

中国の環境物品輸出の約6割は「光電性発光デバイスおよび発光ダイオード（HS8541.40）」、主に太陽光発電装置である。ただ中国だけが太陽光発電装置に偏っている訳でもない。同品目がそれぞれの環境物品輸出において占める比は、台湾が80%、ASEAN5が41%、韓国が41%と、輸出を増やしている国はどこも高い。ASEAN5の中では特にマレーシアが伸びており、2010年の輸出は前年比で2.3倍に増えた。これも太陽光発電装置の輸出増に牽引される形になっており、主要な輸出先はドイツ、中国、フランスである。マレーシアは独ボッシュが工場設立をこの6月に発表するなど、今後も生産拠点として成長が見込まれている。

中国の太陽光発電装置の輸出増は2011年も続いており、HS8541.40の1～5月の輸出額は前年比72%増の129億ドルとなり、2009年の年計値を既に上回った。ここ2年最大の輸出先だったドイツは、前年比でマイナスになるなどシェアを落としつつあり、替わってイタリア、オランダ、米国向けが軒並み倍増している。同様に、2007年は35%のシェアを占めていた対スペイン輸出は、2010年は2%前後を占めるのみである。各国での導入促進策がとられるのに応じて、大口輸出先がめまぐるしく変化している。特に対米向けは2010年に前年比で約3倍、2011年（1～5月）は前年同期比で約3.5倍と増加する一方である。

表：主要国の環境物品輸出（43品目ベース）

						(単位：100万ドル、%)				
						2007年	2008年	2009年	2010年	
						金額	金額	金額	金額	伸び率
N	A	F	T	A		24,849	27,585	25,605	30,644	19.7
	米			国		17,119	18,630	17,645	21,064	19.4
E			U	15		76,205	94,882	75,777	84,816	11.9
	ド		イ	ツ		28,796	36,792	28,282	32,530	15.0
	イ		タ	リ	ア	10,497	12,456	10,048	9,903	△1.4
日					本	17,440	19,750	15,854	19,316	21.8
東	ア		ジ	ア		32,919	47,527	43,498	72,318	66.3
	中				国	16,174	27,371	24,397	42,572	74.5
	韓				国	4,389	5,744	6,738	9,241	37.1
	台				湾	4,141	5,820	5,145	9,403	82.8
	A	S	E	A	N 5	8,214	8,592	7,218	11,102	53.8
世界（ジェトロ推計）						173,843	218,820	184,659	235,273	27.4

[注] ① ASEAN5は、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ。

② 東アジアは、中国、韓国、香港、台湾、ASEAN5の合計。
[資料] 各国・地域貿易統計から作成。

■ルール運用型機関としてのWTOの重要性

このようにドーハラウンドは、いかに決裂という最悪の事態を回避するかが焦点となっており、主要分野での野心的な自由化合意は望み薄となりつつある。では、ラウンドの混迷がWTOの存在価値をゆるがすのかというと、そうとはいえない。WTOの貿易ルールに従わない貿易慣行に対しては、WTOの紛争解決機関や各委員会を通じて是正を求めることができる。WTOの紛争解決が、既存のWTOルールの解釈を通じて貿易紛争の解消に貢献してきたことは疑いない。機動的なルール形成の場としてWTOが機能しているとは言い難いが、現行ルールの運用においては、唯一の多国間貿易体制としてのWTOの役割は引き続き大きい。

また、貿易自由化の手段として自由貿易協定（FTA）の活用がますます重視されているとはいえ、多国間の枠組みでなければ解決の難しい通商上の課題もある。とりわけ補助金に対する規律はこれまで多くの場合、FTAには含まれてこなかった。輸出補助金をはじめ各国政府が国内産業に付与する財政支援に対する規律としては、WTOの補助金および相殺措置に関する協定（以下、補助金協定）が現在最も機能している貿易ルールである。

これに対し、現在WTOにおいて必ずしも十分カバーされていないものの、多国間での合意形成が望ましい分野もある。代表的な分野として、輸出に関する貿易ルールが挙げられる。ガット／WTO体制は、主に各国の輸入関税をはじめとする輸入制限的措置に対する規律として機能してきた。しかし今日では、資源価格の高騰などを背景に、各国が輸出に対する国境措置をしるケースが顕在化し、WTOにおける輸出ルールのあり方に注目が集まっている。その他、多国間貿易ルールの今後の課題としては、政府調達や、知的財産権（以下、知財権）保護、中でも模倣品取締りの執行強化も含まれる。

以下ではWTOを中心とした貿易ルールの現状と課題について、1.補助金ルールと紛争の傾向、2.輸出制限に対する規律などWTOルールの課題、という二つの切り口から検討する。

（2）補助金をめぐるWTO紛争の傾向と論点

■WTO補助金協定の規律対象

各国の政府および公的機関は国内産業の競争力を補うなどの目的で、国内産業または企業および国内に立地する特定産業の企業に対し、さまざまな公的支援を行っている。例えば近年は、各国の公的機関が積極的な輸出振興策を展開している（Column II - 2）。

どのような支援策がWTO補助金協定の規律対象となるのかを理解しておくことは、企業が海外事業展開を進

めるにあたって、自社が補助金交付国の企業に対して不当に不利な競争環境におかれていないかを見極めるために重要である。また、自治体、公的機関の視点からは、実施する各種の事業支援策が補助金という観点でWTOルール上問題ないか、確認しておくべきであろう。

補助金協定の対象となる補助金の定義（図表Ⅱ - 2）は、政府による資金面での貢献、または何らかの形式による所得支持あるいは価格支持があり、かつ当該措置によって利益がもたらされていることである（同1条）。とりわけ問題となるのは「資金面での貢献」であり、直接的な出資や貸付だけでなく、政府が収入となるべきものを放棄または徴収しないことなども含まれる。

次に補助金が特定性を有することが補助金協定の規律対象の条件である（2条）。特定性とは補助金が特定の企業または産業、もしくは業界団体などの産業の集団に交付されている場合をさす。事実上そのような特定性が確認できる場合も含まれるため、比較的広く認められる。

補助金協定が規律する対象は、禁止補助金（3条、通称レッド補助金）と相殺措置対象補助金（5条、通称イエロー補助金）である。禁止補助金には、輸出補助金と国産品優先使用補助金の2類型がある。輸出補助金は直接的な補助金の交付だけでなく、補助金協定附属書一に類型化されており、輸出に関連した直接税の減免措置など対象は広い。国産品優先使用補助金はローカルコンテンツ補助金とも呼ばれ、国産物品の優先使用を条件として交付される補助金を指す。なおレッド補助金は特定性を有するとみなされる。

相殺措置対象補助金は、他の加盟国の利益に「悪影響」を及ぼす補助金である。悪影響には他の加盟国の国内産業に対する損害（5条(a)号）、GATTに基づく利益の無効化または侵害（同(b)号）、他の加盟国の利益に対する著しい害（同(c)号）の3類型がある。

相殺措置の対象（actionable subsidy）であることを、相殺関税（countervailing measure）の対象であることと同一と理解されている場合がきかれるが、相殺関税は補助金の交付が輸入国の国内産業に損害を与えている場合（5条(a)号）の救済手段の一つであり、補助金協定上の相殺措置には、相殺関税のほか当該補助金の廃止や補助金による悪影響の除去も含まれる。補助金が輸入国の国内産業に対する損害を与えている場合、損害を受けている国は国内で相殺関税調査を行った上で損害に応じて相殺関税を発動するか、WTO紛争解決手続きによる救済のいずれかを選択する（図表Ⅱ - 3）。

■WTO紛争における非レッド補助金の規律が拡大

補助金のWTO違反を争点とする紛争の多くは、レッド補助金、つまり輸出補助金や国産品優先補助金の認定

図表Ⅱ-2 WTO補助金協定の対象となる補助金

類型	概要	条文
補助金	政府または公的機関の資金面での貢献か、所得または価格の支持があり、利益がもたらされていること。	1条1項
特定性を有する補助金	特定企業もしくは産業またはその集団に交付されている。禁止補助金は特定性を有するとみなす。	2条
禁止（レッド）補助金	紛争解決機関が禁止補助金を認定した場合、交付国は当該補助金を遅滞なく廃止しなければならない。	3条
輸出補助金	法令上または事実上、輸出が行われることに基づき交付。	1項(a)号
国産品優先使用補助金	輸入品より国産品を優先して使用することに基づき交付。	1項(b)号
相殺措置の対象となる（イエロー）補助金	他国の利益に悪影響を及ぼすと認定された補助金は、悪影響を除去するか当該補助金を廃止する。もしくは輸入国の国内産業に対する損害が認められる場合、相殺関税を発動することができる。	5条
国内産業に対する損害	補助金が輸入国の国内市場に及ぼす影響。紛争解決手続きによる救済か、相殺関税発動のいずれかを選択。	(a)号
GATT利益の無効化・侵害	特にGATT 2条に基づく譲許の利益（関税）の無効化。	(b)号
著しい害	補助金の効果が、交付国や第三国市場における他の加盟国の輸出入を代替させる、市場価格の上昇を妨げる、販売を著しく減少させる場合など。	(c)号
特定性なし	特定性を有しない補助金は、補助金協定の規律対象外。	1条2項

〔資料〕WTO補助金協定から作成。

を主要な論点としていた。一方、近年はイエロー補助金に関するWTO判断が増えたことでWTO補助金紛争の幅が広がったといえる。

イエロー補助金による「悪影響」のうち、輸入国の国内産業に損害がある場合は、輸入国は補助金協定7条お

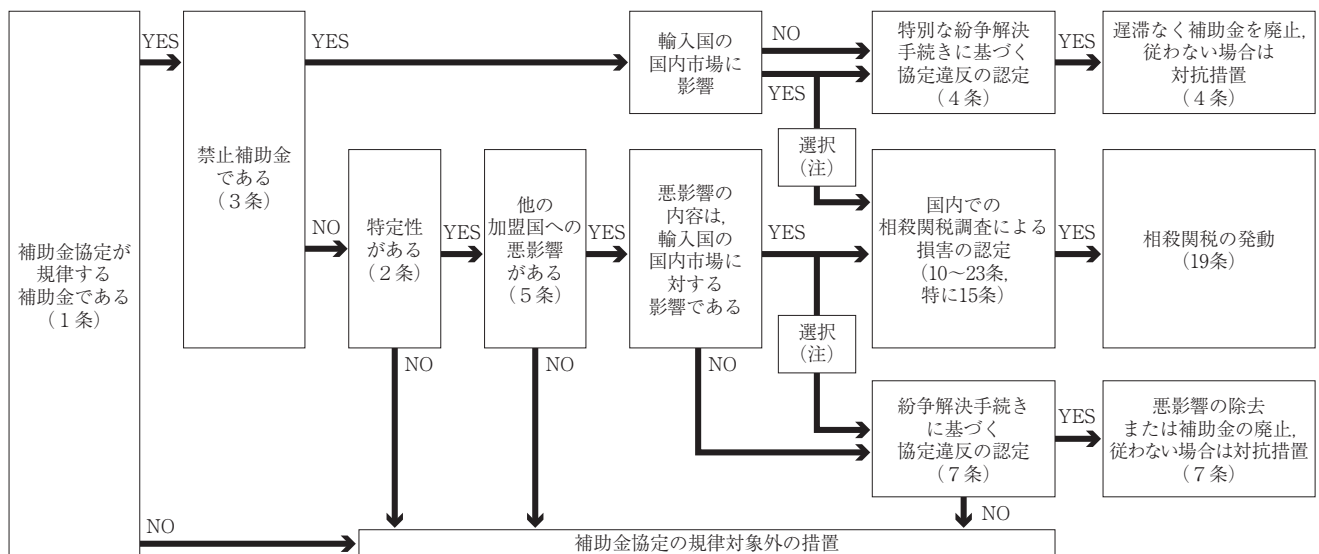
よび10～23条に従う限り相殺関税を課することができる。これまでのイエロー補助金に関係する紛争は、相殺関税の発動に関する内容が多かった。

では、輸入国以外への影響、例えば競合する第三国市場での競争に悪影響が生じる場合はどのような救済が可能か。あるいは、補助金交付国の市場において、補助金の交付を受けた製品の市場価格が歪められている場合はどうか。このような悪影響は補助金協定5条(c)号の規定する「著しい害（serious prejudice）」に類型化される。この場合、当該補助金の廃止や補助金による悪影響の除去という救済を求めることができる。「著しい害」の認定は、95年～2009年までで2件と極めて少なかったが、2例目となった2002年の米国陸地綿花紛争（以下、綿花事件）を節目として「著しい害」の認定が増えている。

綿花事件は、米国農業法に基づく各種補助金や融資などの国内助成および輸出補助金に対して、ブラジルがWTOに付

託した事件である。米国の違反が確定し、仲裁手続きによってブラジルに約1.5億ドルの対抗措置の発動が認められた。両国は2010年8月に米国によるブラジル綿花生産者支援プログラムの枠組みに合意、ブラジルは合意が順守される限り対抗措置を発動しないことを表明してい

図表Ⅱ-3 WTO補助金協定に基づく救済の概要



〔注〕対象となる補助金に対して、補助金協定4条もしくは7条による救済措置（対抗措置）、または相殺関税のいずれかのみを用いることができる。

〔資料〕WTO補助金協定から作成。

●先進各国こぞって新興国への輸出を支援

成長著しい新興国を有望な輸出市場ととらえ、先進各国政府はどの国も輸出支援を精力的に行っている。それが国内での雇用下支えにもつながるとの説明により国内層の支持を得ようとしている。こうした支援が即補助金協定の対象となるとはいえないが、主要国の政策の傾向を把握しておくことは、日本企業の公正な競争環境を保全するためにも有益であろう。

「国家輸出イニシアチブ (NEI)」を掲げる米国は、2014年末に輸出倍増達成を目指しており、引き続き輸出促進を通商政策の核に据えている。2010年の財サービス輸出は前年比16.6%増を記録し、カーク通商代表部 (USTR) 代表は「順調に目標に向けて進んでいる」と評価している。ただ、2010年は2009年に数字が落ち込んだ反動増であった点も指摘される。

輸出を支援する政府は財政難の苦境にある。米国の連邦予算は非常にひっ迫しており、2011年度 (2010年10月～2011年9月) の歳出は、義務的経費と裁量的経費の合計で前年比400億ドル (3.8%に相当) 減となった。オバマ政権の政策の目玉の一つであった高速鉄道の事前調査にかかわる予算も全額が削られるなど、数多くのプログラムが減額、削減となった。

そうした中で、輸出促進の予算は根強く充当されている。輸出促進は商務省の国際貿易局 (ITA) が所管する。商務省全体の2011年度予算は前年比17%の減少となったが、輸出促進予算はほぼ横ばい (1.1%減) の4億5,099万ドルを確保した。NEIの進捗で特に目立つ点として、米輸出入銀行が輸出金融を倍増させるなど支援を精力的に行っており、環境分野、新興国市場を狙った案件が頻繁に挙がっている。特にパキスタン向けの輸出金融をめぐる米輸出入銀行が、2009年に中国と競合したことは多くの関心を集め、米国として本腰を入れる契機になった。市場より低金利などの好条件を提示する中国との競争は、「国営企業との競争条件の整理」という観点から、米国にとって環太平洋戦略経済連携協定 (TPP) での交渉の一論点にもなっている。

英国において輸出振興を担う英貿易投資総省 (UKTI)

は、2011年5月に5カ年の計画を発表し、高成長を遂げる中小企業のより多くが輸出するよう支援しつつ、既存輸出企業の新興国市場への参入を促進する策を打ち出した。新興国市場として、英国は特に中国を重点国に据えている。キャメロン首相は自ら2010年11月にビジネスミッションを率いて訪中、「英中貿易を毎年1,000億ドル増やし、2015年までに倍増させる」と表明した。UKTIはこの機会に合わせて、32人を英国ビジネス大使に任命し、主に中小企業の輸出振興に資する役割を与えている。

フランス企業振興機構 (UBIFRANCE) は2011年中に1万社の新規輸出企業の発掘、支援を行う事を目標としている。46カ国で66の活動拠点を設け、ウェブ上での見本市開催や、市場調査による企業支援を行っている。ドイツは、2009年に貿易と投資の支援を円滑に行うべく、有限会社としてドイツ貿易・投資振興機関 (GTAI) を設立し、新興国市場へと関心を寄せている。GTAIは1月に、2011年の輸出注目市場として、オーストラリア、フィンランド、カザフスタン、クウェート、コロンビア、韓国、南アフリカ共和国を列挙しており、幅広い市場に関心を示している。また、ドイツ・ビジネスポータルと名づけられたページをウェブ上に置き、投資誘致と一体的に活動を行っている。

また、オーストラリアの貿易振興機関であるオーストレードにおいては、エマーソン貿易相が2011年5月に「オーストレードの業務のより多くが今後、新興国で行われることになるだろう」と包括的な改革案を発表した。モンゴルや中央アジアにオフィスを新設し、南米、中国、アフリカでの既存拠点を拡充する。エマーソン貿易相は、新興国市場を目指すことの意義を、「新興国でのビジネスの進め方を知るには、一企業では負担し難いコストがかかることもある。オーストレードの持っている経験はそうしたところでこそ生かすことが可能」と説明している。このように、各国の貿易振興機関の重点はそろって輸出促進に置かれており、中でも新興国市場を目指している点が特徴である。

る。米国内では同プログラムの継続に対して批判が多く、今後の経過が注視されている。

綿花事件上級委員会報告 (2005年) は、米国の一連の国内助成を、イエロー補助金の一形態である「著しい害」として認定した点が重要である。具体的には補助金協定6条3項(c)号に基づく「同一市場 (本件では世界市場) における価格の上昇を著しく妨げる」という「著しい害」をもたらしたと認定された。競争が存在する市場の認定は、競争法上の重要な概念であり、一般的に競争法でも市場としての「世界市場」の存在は肯定されている。本

件以前は、国内助成と、存在する「害」との因果関係の立証が困難であるため、「著しい害」の認定は極めてハードルが高いとみられてきた。しかし「世界市場」という広い概念がWTOで認められたことで、申立国にとって「著しい害」を立証する道筋が広がったと指摘される。

さらに同事件から、「著しい害」の認定と、相殺関税調査の違いが明らかになった。相殺関税調査は輸入国の当局が相殺関税額を算出するために定量的な手法が用いられる。これに対し、本件パネルおよび上級委員会は「著しい害」の認定においては交付された補助金額の正確な

算出は要求されなかった。「著しい害」の認定に際して定量的な算出ではなく、定性的手法を用いる余地が認められたことで、イエロー補助金に関する紛争がWTOの場に持ち込まれる裾野を広げたと指摘できる。

実際、綿花事件後の米EU民間航空機紛争では、米EUいずれの申立てについても「著しい害」が認定された。

しかも、米国がEUを提訴したエアバス事件パネル(2010年6月)は、「著しい害」認定のハードルを綿花事件よりも下げたと指摘される。米国はエアバスパネルで、米国内産業に対する損害(5条(a)号)とEU市場および第三国における著しい害(同(c)号)の双方の違反を主張したが、立証に成功して違反認定を得たのは(c)号のみであった。(a)号の損害認定とはすなわち、相殺関税調査での損害の算出である。つまりパネル判断は、相殺関税の損害認定よりも(c)号の「著しい害」の認定のほうが立証しやすい場合があることを示したともいえる。上級審である上級委員会は同事件報告(2011年5月)は、一部の第三国市場については「著しい害」を認定したパネル判断を覆したものの、EU市場や中国市場などにおいて、補助金によってボーイング社の輸出がエアバスに代替されるという「著しい害」が存在したと認定した。

EUが米国を提訴したボーイング事件パネル報告(2011年3月)でも「著しい害」の存在についてEUの一部の主張を認め、ボーイング社への助成の結果、第三国市場に対するエアバスの輸出が妨げられたと認定した。

こうした流れからは、今後、輸出補助金はじめレッド補助金や、イエロー補助金の中でも相殺関税に関する紛争だけでなく、必ずしも輸出に付随しない各国の国内助成に関する紛争が増える可能性も想定される。

■補助金紛争は増えるのか

WTOで紛争となりやすいのはどのような補助金であろうか。一つは当然ながら、額の大きいものである。特に該当産業が各国の基幹産業である場合には投入される補助金の額は大きくなり、民間航空機紛争のようにWTO紛争にもつながりやすい。

またボーイング(先行企業)とエアバス(後発企業)の関係のように、補助金は後発企業が先行企業に追いつくため、もしくは比較劣位にある国の産業が比較優位にある国の産業に追いつくために導入される場合が多い。この点から導き出される展望としては、近年、中国をはじめとする途上国企業が各産業で急速に力をつけてきた中で、先行していた先進国が、途上国企業の競争力に対して補助金という観点から救済を得ようとする構図がますます明確化していくという可能性が挙げられる。

もっとも、WTOの場で補助金紛争が顕在化するとしても、それはある程度限られた業種となろう。WTO紛

争解決に付託されれば解決に数年を要するため、国内への損害であれば国内での相殺関税調査のほうが、より機動的な救済といえる場合が少なくない。

WTOに持ち込まれやすい産業分野として例えば自動車産業がある。過去にはWTOでインドや、インドネシアの自動車産業について国産品優先使用補助金の関連で問題となってきた。自動車産業は産業の裾野が広いと、特に途上国にとって国内産業の育成という産業政策的な重要性を持つ産業である。今後中国も、インドやインドネシアと同様に自動車紛争の対象となる可能性がある。

鉄鋼、半導体なども先行投資に莫大な資金がかかる装置産業であり、構造的に補助金が必要となる場合が多い。補助金紛争の対象となりやすい産業である。他方、装置産業はここ10年ほどで、M&Aによる統合が進んだ結果、どの企業が、どのような市場で影響を受けるかという市場の認定が複雑になっており、損害の立証が難しい。その意味で、鉄鋼などが各国の基幹産業であった時代に比べ、これらの業種での補助金がWTOで争われる可能性は以前より低くなっているともいわれる。

その他製造業では、造船業は発注が単発で、需給サイクルが長くいわば長期の構造不況業種といえ、政府支援を必要とする産業といえる。航空機も同様の側面がある。

農業も、比較優位にある一部の国以外は、産業としての成立に補助金が不可欠である。農業協定では輸出補助金の削減工程を細かく明記しているが、実際には必ずしも従われてこなかった。農業補助金は農業協定13条「妥当な自制」の原則(いわゆる「休戦条項」)により、紛争解決への付託が2003年末まで凍結されていたという側面も影響している。ドーハラウンドでの農業補助金の削減交渉が進まない中、綿花事件の米国対ブラジルという構図のように、先進国の農業補助金に不満を持つ途上国が紛争解決を救済の手段に選択する可能性は十分ある。

一般論としては、国際市場において市場価格が形成されやすい商品が、WTO紛争の対象となる補助金である場合が多い。また産業別にみると、国際的な寡占状況が進んでいる業種ということがいえよう。工業製品については先進国が、急速に競争力をつけてきた途上国の補助金を、また農産品については途上国が先進国の補助金をターゲットにするという大まかな構図も成り立つ。

WTOで補助金紛争が増える可能性については、司法判断の形成という観点では今後、禁止補助金だけでなく、加盟国に悪影響を与えるイエロー補助金が対象となる余地が開けてきたということもいえそうである。綿花事件で示された「著しい害」の認定基準はエアバス・ボーイング事件でさらにハードルが下がったとみられており、今後の補助金紛争の中でイエロー補助金による悪影響を

主張する国は増えそうである。ただし、エアバスとボーイングの関係は、一方が他方の輸入を代替するというまさに一対一の関係にある特殊な市場であり、複数の競合企業が存在する商品市場一般について当てはまる基準とはいえないとの指摘もある。

特定の国家間という点では、図表Ⅱ－４が示すように米中間の補助金紛争がWTOで目立っている。米国の対中アンチダンピング（AD）税および相殺関税措置紛争上級委員会報告（2011年）では、中国の国有商業銀行が補助金協定1条1項の「公的機関」に該当すると認め、国有商業銀行による低金利融資が補助金に該当することを実質的に認めた。これは今後、中国輸出入銀行の輸出信用などがWTO紛争の対象に挙げた場合、補助金協定違反となる可能性が示唆されたともいえる。インフラ輸出の受注における低金利条件の提示など、産業分野を問わず中国政府の支援がWTOで問題となる可能性があり、今後の米国政府および産業界の対応が注目される。

■環境関連補助金に関するWTO紛争が増加

環境産業は各国政府が重点的に支援を行っており、今後も拡大が見込まれる分野である。既にカナダや中国の再生可能エネルギー発電関連の措置がWTOに持ち込まれ

たように補助金紛争の増加が予想される（図表Ⅱ－４）。

日本は2011年6月、カナダのオンタリオ州による再生可能エネルギーによる発電に関する措置について、WTOパネル設置を要請した。日本は同州が実施する再生可能エネルギー由来の電力の固定価格買取制度（FITプログラム）が、禁止補助金に該当するとして2010年9月に協議を要請していたが、二国間協議は不調に終わった。日本が当事国としてWTO紛争解決パネル手続きをとるのはEUのIT製品の関税分類事件（2008年）以来3年ぶり。FITプログラムでは、水力、風力、太陽光といった再生可能エネルギーを利用した発電設備に一定以上、同州内で付加価値（原材料の調達や組み立て加工など）を加えることに基づいて、長期の固定価格での買い取りを保証する。日本はこの措置が国産品優先使用補助金に該当するなどの主張を行った。オンタリオ州は、日本の協議要請後、対象となるローカルコンテンツ比率をさらに引き上げたとされる。パネルは同7月に設置された。

また、中国による風力発電補助金も2010年12月に米国によりWTO協議要請されていた。本件も禁止補助金である国産品優先使用補助金が争点であったが、2011年6月、中国が当該補助金の是正を約束して収束をみた。

図表Ⅱ－４ 最近の主なWTO補助金紛争

事件名（年）（WTO紛争番号）		紛争概要 （WTO紛争解決機関の判断または申立内容）	現状
被申立国	申立国		
EU 砂糖輸出補助金（2002） （DS265, 266, 283）	EU	EUの共通組織（CMO）に基づく輸出払い戻し制度は、EUの譲許表約束を上回る輸出補助金に当たり農業協定3条3項および8条に違反する。	パネル・上級委員会報告書採択
豪州、ブラジル、タイ			
米国綿花補助金（2002） （DS267）	米国	米国農業法に基づく各種の国内助成により、綿花の市場価格上昇が妨げられるという「著しい害」が存在する上、助成の一部は国産品優先使用補助金に該当する。	パネル・上級委員会履行報告書採択
ブラジル			
韓国造船補助金（2002） （DS273）	韓国	韓国政府による債務免除などが輸出補助金に該当。「著しい害」の存在は認められず。なお韓国もEUの造船補助金を提訴するも、補助金協定違反は認められず。	パネル報告書採択
EU			
民間航空機（エアバス）（2004） （DS316, 347）	EU	EUの各種助成が、EUや第三国市場におけるボーイングの輸出を代替させる「著しい害」を生じさせた。輸出補助金該当性について、上級委員会はパネルの認定を覆した。	パネル・上級委員会報告書採択
米国			
民間航空機（ボーイング）（2004） （DS317, 353）	米国	パネルは米国の域外所得免除税制に基づくボーイングの利益が輸出補助金に該当するとし、また第三国市場におけるエアバスの輸出を代替させる「著しい害」を認定。	上級委員会審理
EU			
中国の税制優遇措置（2007） （DS358, 359）	中国	鉄鋼、木材、紙などの製品における、税制優遇措置（還付、税率低減、免除など）が輸出補助金に該当すると主張。中国が措置の廃止に合意し、覚書を締結。	パネル審理の停止に合意
米国、メキシコ			
中国のアンチダンピングおよび相殺関税措置（2008）（DS379）	中国	中国製溶接鋼管などに対する米国の相殺関税賦課は、適正な相殺関税額の要件に違反する。中国の国有商業銀行は、補助金協定が対象とする「公的機関」に該当。	パネル・上級委員会報告書採択
米国			
中国のブランド育成奨励措置（2008） （DS387, 388, 390）	中国	自国ブランド育成を目的とした家電や繊維製品などへの政府支援が、輸出実績に応じて実施されており、輸出補助金に該当すると主張。関係国間で覚書を締結。	パネル審理を凍結
米国、メキシコ、ほか			
オンタリオ州電力買取制度（2010） （DS412）	カナダ	オンタリオ州の電力固定買取制度への参入条件としての、同州内での材料調達などの付加価値要求は、国産品優先使用補助金に該当すると日本が主張。	パネル設置
日本			
中国風力発電設備（2010） （DS419）	中国	中国政府が国内で風力発電装置を設置する企業に供与する優遇措置は、国産品優先使用に付随する補助金であると米国が主張。2011年6月中国は是正を約束。	二国間協議で終了見込み
米国			

〔注〕カッコ内の年はWTOに協議要請された年。原則として補助金自体の違反が争われた紛争に限る。

〔資料〕WTO事務局資料、松下満雄ほか編「ケースブックWTO法」（2009年、有斐閣）から作成。

環境保全関連の補助金は99年末に該当規定が失効するまでは、通称「グリーン補助金」として特定性があっても相殺措置の対象とならないという、優遇された立場に位置付けられていた。現在は環境保全補助金であっても、特定性のある補助金は相殺措置の対象となるが、「環境保全目的」であることに対して、他の規定を根拠に正当化される可能性、特に環境保全目的の補助金がGATT20条を根拠に正当化されるという可能性を指摘する声もある。このような環境関連の補助金の例としてはEUなどで導入が予定される、有償排出権取引制度における特定産業への無償排出枠の供与が該当する可能性が指摘されている（同制度についてはジェトロ世界貿易投資報告2010年版総論編第2章第4節を参照）。

GATT20条はGATT規定に対する一般的例外条項であり、GATT以外のWTO規定に違反する措置を正当化する根拠となるかについては学説上も議論が対立してきた。この点、中国の出版物ほかに対する貿易権の供与義務違反が問われたWTO紛争上級委員会報告（2009年）では、中国WTO加盟議定書5条1項の違反に対するGATT20条援用可能性が、さまざまな制約の下とはいえ、認められた。GATT以外の規定で20条の適用を認めたのは初めてである。専門家は、この事件の文脈を離れて「補助金協定に適合的でない環境補助金の（GATT20条による）正当化が可能であるかどうかといった他の場面に応用することについては、十分に慎重となる必要がある」（川島富士雄名古屋大学教授）と指摘するが、GATT20条の補助金協定への援用に肯定的な見解も存在する。

■補助金紛争と貿易救済措置

このように補助金自体の違法性を争うWTO紛争が近年目立つものの、WTO補助金紛争の中でかなりの割合を占めてきたのは、補助金の効果が輸入国市場に及ぶ場合に、輸入国が賦課する相殺関税の補助金協定整合性に関する紛争である。そのような貿易救済措置紛争の中で、頻発する米中間の補助金紛争の一環で補助金協定の解釈上、注目に値するWTO判断が出された。

前出の米国の対中AD税および相殺関税措置紛争では、米国による同一の輸入製品に対するAD税と相殺関税の賦課が「二重の救済」に該当するかが論点の一つであった。上級委員会は、米国の措置が補助金協定に違反しないというパネル報告を覆し、同協定19条3項の規定する相殺関税の「適正な額」の要件に違反すると認定した。

AD税も相殺関税も、不公正な輸出に対して輸入国の産業を救済するために認められた措置である。AD税は原則として通常の商取引における国内価格（正常価額）と輸出価格の差を埋める税である。ある製品の価格が補助金の効果によって押し下げられている場合、正常価額

および輸出価格の算出に際しては補助金の要素は差し引かれる。これに対し、相殺関税は輸入品に対する補助金の効果を、補助金の交付額を限度に相殺する税である。

救済の対象が異なるため、理論上はある製品の輸入に対してAD税と相殺関税が両方賦課されても、同一の事態を重複して補償するという意味での「二重の救済」にはならないはずである。しかし中国はWTO加盟時に、同国の国内市場における正常価額の算出は困難であるという前提を受け入れている（加盟議定書15条、いわゆる非市場経済国認定）。非市場経済国に対するAD調査においては、製品の国内価格ではなく第三国での販売価格などと、輸出価格の差が適用される。また非市場経済国に対する相殺関税調査においても、補助金から得た利益の算出にあたって第三国の状況を考慮して調整を行うことができる。本件上級委員会は、米国が非市場経済国に対する算出方法を採用した結果、相殺関税とAD税の効果を明確に区別せず、AD税の一部が補助金の効果に対しても及んでいたという意味で、適正な相殺関税の額に当たらないと判断した。

またGATT6条5項の解釈も論点となった。同項は「輸出補助金」に対する相殺関税とAD税を「同一の事態を補償するために」併課してはならないと規定する。この点、下級審であるパネルは「輸出補助金」に対象を限定していることから、国内補助金に対する「二重の救済」は補助金協定上禁止されないという結論を導いた。これに対し上級委員会は「同一の事態の補償」を避けることが同項の中心的な要請であり、国内補助金についてはAD税と相殺関税が併課された結果として、「同一の事態」が重複して補償されるのであればそのような「二重の救済」は認められないと結論付けた。上級委員会はAD税と相殺関税の併課自体を違反だとは言及していない。

なお、EUも2011年5月に中国製コート紙に対し、中国に対して初めて同一の輸入製品にAD税と相殺関税を賦課すると発表した。EUは発表に当たり、措置が「二重の救済」には当たらないとの説明を加えている。

今後も中国だけでなく、同じく加盟議定書に非市場経済国条項が含まれるベトナムや、WTO加盟が近いとみられるロシアを含め途上国からの輸出に対する貿易救済措置に注目が高まるとみられる。なお非市場経済国条項は中国については2016年末、ベトナムは2018年末にそれぞれ失効することが加盟議定書に規定されている。

■FTAにおける補助金条項

これまで二国間FTAでは、補助金に関する規定が設けられることは少なかった上、規定があっても救済の面で実効性を伴わない場合が多かった。ところが2011年7月に暫定発効したEU韓国FTAは、補助金協定を上回る

WTO プラスの補助金条項として、輸出補助金および国産品優先使用補助金以外にも禁止補助金を規定している。具体的には、1.金額、期間の制限なく企業の債務を保証する補助金、2.経営破たんした企業に対する補助金で、受領企業による企業再建計画の提出なしに付与される補助金、のいずれかで国際取引に悪影響を及ぼすものを禁止した。さらに仲裁による補助金紛争の解決手続きも規定されている。

EU 韓国 FTA の補助金条項は、今後の FTA のモデルケースとなるのであろうか。一般的に、補助金の給付や廃止は特定の二国間関係のみに基づいて行われるものではないため、FTA で補助金を包括的にルール化したり、給付額にキャップを設けることには限界があるだろう。漁業および農業補助金が EU 韓国 FTA の補助金条項の適用対象外となったように、制約を伴う内容となろう。

(3) WTO ルールの今後—輸出制限に対する規律を中心に

■輸出規制の WTO 協定上の論点

ガット／WTO は輸入に対する規律に主眼を置いて発展してきたルール体系とはいえ、47 年以來のガット体制が輸出ルールを含むことは間違いない。まず GATT 1 条は最恵国待遇原則が輸入、輸出ともに適用されることを明記している。また、GATT 11 条 1 項の数量制限の一般的禁止原則も、輸出入いずれにも適用されることが規定されている。その他、GATT 8 条「輸出入に関する手数料および手続き」、GATT 17 条「国家貿易企業」なども輸入同様に、輸出にも適用される規定である。

他方、例外規定も多い。まず GATT 11 条 2 項が数量制限禁止の例外を規定している。特に 2 項 (a) 号は「輸出の禁止または制限で、食糧その他輸出締約国にとって不可欠の産品の危機的な不足を防止し、または緩和するため一時に課するもの」に対する制限は認められるという、輸出に特化した例外である。また、GATT 20 条の一般的例外規定や、GATT 21 条の国家の安全保障を理由とした例外も輸出に対しても適用される。20 条を中心とした例外があまりにも多いため、GATT の輸出制限禁止原則はほとんど効果がないとも指摘される。

社会的には 70 年代の石油危機を機に、天然資源の有限性への関心が高まったものの、貿易自由化の議論は各国の市場開放に集中してきた。ガット時代はもちろんのこと、WTO の場で、輸出に対する制限が問題となった事例はほとんどなかった。しかし近年、鉱物資源や食糧の価格が高騰し、有限天然資源や食糧作物の国策上の重要性が高まる中で、かつてなく輸出制限措置に対する規律もまた、その重要性が認識されるに至っている。

WTO は 2008 年の金融危機後、各国の保護主義的な措置に対するモニタリングを定期的に行っており、その報告書においても輸出制限措置の増加が指摘されている。2008 年 10 月から翌 10 月までの間で WTO 加盟国またはオブザーバー国によって新規に導入された輸出制限措置（輸出税、輸出禁止、数量割当など）は 15 件であったが、2009 年 11 月から 2010 年 10 月中旬までには 35 件、直近の報告では 2010 年 10 月中旬から 2011 年 4 月の半年強で 30 件と、増加傾向が顕著となっている。

2010 年 9 月には尖閣諸島沖での日中船舶衝突事故と時期を同じくして、中国からのレアアース（希土類）輸出が滞るという問題が生じた。レアアースをはじめとする原材料の輸出国が特定国に集中する中（図表Ⅱ－5）、多くの原材料を輸入に頼らざるを得ない日本にとって、資源の安定的な確保は不可欠である。WTO ルール上疑義のある輸出制限慣行に対しては、企業が国などへ積極的に通報することも必要といえよう。

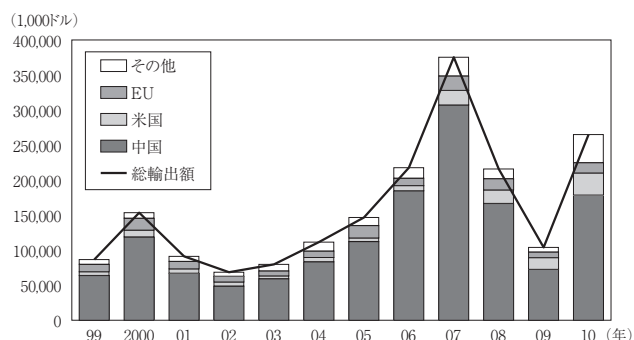
■中国原材料輸出制限事件の概要と論点

現行 WTO ルールの規律内容と限界を明らかにするという意味で、これまでは例の少ない、輸出制限に対する紛争解決機関の判断が注目される。中国の資源輸出制限については、レアアース問題よりも前に WTO 紛争となっており、2011 年 7 月にパネル報告が公表された。本件は GATT 11 条 2 項 (a) 号に関する初めてのパネル判断であることや、WTO では初めてとなる GATT 20 条例外の輸出制限への適用であるといった点で注目を集めた。

米国、EU およびメキシコは、中国による原材料 9 品目（コークス、ボーキサイト、螢石、マグネシウム、マンガン、シリコンカーバイド、金属シリコン、黄リン、亜鉛）に対する輸出制限措置（輸出税、輸出許可制度、輸出割当、最低輸出価格など）について 2009 年に WTO 協議要請を行い、同年に紛争解決パネルが設置された。

輸出制限措置のうち、輸出税については WTO 加盟議

図表Ⅱ－5 レアアース世界輸出額・国別シェア推移



〔注〕レアアースは HS 番号 2805.30 として定義した。イットリウム、ランタン、ユウロピウム、ネオジムほか計 17 の希土類の総称。
〔資料〕各国・地域貿易統計から作成。

定書（以下、議定書）11条3項で、中国は、議定書の附属書6に記載する場合またはGATT 8条に適合する輸出手数料に該当する場合を除き「輸出品に課税される税および課徴金をすべて廃止する」と約束している。2009年の時点では対象9品目のうちシリコンカーバイドを除く8品目で、10%から70%の輸出税が賦課されていたが、うち附属書6に記載されていたのは黄リンのみであった。つまり、黄リンを除く7品目は議定書11条3項に違反して輸出税が課せられていた。しかも唯一附属書6に記載されていた黄リンについては、輸出税の上限が20%であったにもかかわらず、2009年時点では70%が賦課されていた（2011年1月時点では20%まで下げられている）。中国はこの点での議定書違反については反論せず、これらの輸出税がGATT20条(b)号または(g)号により例外として正当化できると主張した。

輸出許可制度や輸出割当制度、最低輸出価格制度についても、一義的には関税または特定の課徴金を除く輸出入割当や輸出入許可制度を禁止するGATT11条1項に違反する。中国はGATT20条による正当化を主張すると同時に、GATT11条2項(a)号による正当化も主張した。同項は「締約国にとって不可欠の製品の危機的な不足を防止し、または緩和するために一時的に課する」制限措置は、11条1項の適用を受けない、すなわち例外として正当化されると規定する。

本件パネルは、中国による議定書11条3項違反およびGATT11条1項違反を認定するとともに、GATT11条2項(a)号および同20条による正当化も認めなかった。

初めての解釈となったGATT11条2項(a)号については、同号の「一時的」な制限や「危機的な不足」の要件を満たさないとされた。他方、同項が「食糧その他輸出締約国にとって不可欠の製品」と規定する点について、本件に第三国参加した日本は「飢饉などの状況」に限った適用を主張したのに対し、パネルは何が不可欠の製品であるかは措置を採る国のおかれている状況による、と判断した。この解釈は、同項が今後もさまざまな資源の輸出制限の正当化の根拠として利用される余地を残した。

GATT20条について中国は(b)号の「生命または健康の保護のために必要な措置」、および(g)号の「有限天然資源の保存に関する措置」を根拠に挙げていたが、中国の措置はいずれの号の目的にも合致するとは認められなかった。(b)号については、国内での生産制限や廃棄物規制といった、より貿易制限的でない代替的措置が存在することも輸出規制が「必要な措置」の要件を満たさない理由と指摘された。次に、(g)号はただし書きとして「措置が国内の生産または消費に対する制限と関連して実施される場合に限る」としている。つまり、輸出制限が(g)

号の目的で実施される場合は、輸出だけでなく国内における当該品の生産または消費に対しても何らかの規制が採られることが条件となる。中国は2010年からボーキサイト、蛍石などの採掘総量規制を導入したが、WTOに付託された後に導入したこれらの措置をもって、(g)号に基づく例外の根拠とすることは認められなかった。またパネルは、採掘総量規制が設定されていても、その上限が実際の生産量よりも多いのであれば効果的な制限とはいえず、「国内の生産に対する制限と関連して実施されている」という(g)号の要件を満たす措置とはいえないとも述べた。この点は、今後仮に中国によるレアアースの輸出割当枠の設定がWTOで争われた場合に先例として機能する可能性が高いと指摘されている。

今後、輸出に関するWTO紛争では20条の他の号も論点となる可能性がある。例えば20条(j)号は「一般的にまたは地方的に供給が不足している製品の獲得または分配のために不可欠の措置」を例外事由と規定する。同号にはいくつかの条件が付随するものの、解釈によっては輸出規制を広くカバーするとも読める規定である。

■ FTAにおける輸出規律条項

これまでみてきたようにWTOルールは、輸出を含む貿易ルールとはいえ、中国原材料輸出制限事件でGATT11条2項(a)号が初めて検討されたように、WTOの判例が十分形成されてきたとも、輸出規律が十分に規定されているとも言い難い（図表II-6）。

ドーハラウンド非農産品市場アクセス（NAMA）交渉では非関税障壁に関する論点の一つとして、輸出規律の明確化などが提案されている。代表的な提案としてはEUによる輸出税に関する提案や、日本を中心とした、輸出規制の透明性強化に関する提案がある。例えばEUは最恵国待遇、関税評価、輸出手数料、国家貿易企業など、現行のGATT規定で輸出税の賦課に関係する内容の詳細化、手続き化を提案している。しかし、ドーハラウンドの中でもNAMAは最も硬直化した分野であり、早期の決着は期待できない。多国間での安定的な輸出貿易ルールの構築は望ましいが、短期的には難しい課題である。

このため、FTAを活用した輸出ルールの補完も視野に入れるべきである。FTAにおいては、WTOルールを明確化するかたちで輸出税の賦課を禁止する規定や、GATTの規定を上回る規律内容も散見される。日本の経済連携協定では、多くの場合、輸出税を禁止している。例えば日スイス経済連携協定16条は相手国への輸出品に対し「いかなる輸出関税も新設し、または維持してはならない」と規定している。またとりわけ、日本は資源輸入国としての立場から、原油、天然ガスなどを多く輸入しているインドネシアおよびブルネイとの経済連携協

定の「エネルギー章」の中で、輸出入制限導入の際の早期通報義務や、相手から要請があった場合の協議の実施など、より詳細な規定が設けられている。

日本以外のFTAをみると北米自由貿易協定(NAFTA)がGATTを上回る詳細な内容の輸出規律を含んでいる。NAFTAは314条およびエネルギー物品に関する604条で輸出税の賦課を原則禁止するだけでなく、315条および605条でGATT11条2項または20条による輸出制限の正当化に制約を加えている。315条1項(a)号は輸出数量に関する条件である。輸出国の当該製品の供給総量に占める輸出国から他のNAFTA加盟国への輸出量の割合が、直近36カ月の同割合の平均を下回らない場合のみ、輸出制限措置のGATTによる正当化を認めると規定する。同条項(b)号は輸出価格に関する条件である。NAFTA加盟国への輸出に関して、ライセンス、税その他課徴金の賦課、最低輸出価格の設定などにより、輸出国の国内価格を輸出価格が上回らないことをGATTの適用条件としている。(c)号は、輸出制限によって当該物品の相手国への通常の流通経路が妨げられないことを条件としている。エネルギー物品に関するNAFTA605条も315条と同様の規定である。なお、日本の経済連携協定で輸出制限が例外的に正当化される事由としては、日スイスEPA22条の

ようにGATT20条および安全保障にかかわるGATT21条を準用すると規定するのみである。

NAFTAの規定は二国間FTAなどを通じて、資源の安定的な確保を担保していく際の規律強化の参考にはなる。一方、専門家はこのような規律の強化は輸入国としての立場のみにおいて国益に適い、資源保有国の立場では、立場の「逆転可能性」が存在するとも指摘する(川島教授)。これは例えば日本が資源輸入国であると同時に、水資源など特定資源の輸出を将来検討するのであれば、一般規定として輸出規律の強化を図るよりも、「エネルギー章」のように特定の分野に限っての規律を求めるほうが国益に適合する場合もあるという指摘である。

■政府調達協定の規律拡大に向けて作業が続く

ポストドーハラウンドにおけるWTOルールの課題の一つに、政府調達ルールの強化が挙げられる。政府調達が各国のGDPに占める割合は、正確な試算はないものの1～2割にのぼるといわれ、途上国ほどその割合は高いとも指摘される。途上国を中心に、政府調達のルール化には消極的な声が多く、一括受諾を基本とするWTO協定の中で、政府調達協定は加盟を義務としない複数国間協定である。加盟国は14カ国・地域(EUを含む)にとどまる(近くアルメニアが新規に加盟予定)。ドーハラウ

図表Ⅱ－6 輸出に関する主なWTOルールと例外

	項目	概要・適用条件等	条文
原則	一般的最恵国待遇	輸出関税および課徴金の徴収方法、関連するすべての規則および手続きに関し、すべての締約国の領域に仕向けられる同種の製品に対し、即時かつ無条件に供与しなければならない。	GATT 1条1項
	数量制限の一般的禁止	輸出もしくは輸出のための販売について、割当、輸出許可その他を問わず、関税その他の課徴金以外のいかなる禁止または制限も新設し、または維持してはならない。	GATT11条1項
例外	食糧等の危機的な不足の防止	食糧その他輸出国にとって不可欠の製品の危機的な不足を防止または緩和するために、一時的に課する輸出禁止または輸出制限。	GATT11条2項(a)号
	食糧輸出の禁止または制限の新設	輸出禁止または制限を新設する場合は輸入国の食糧安全保障に十分な考慮を払い、要請に応じて必要な情報を提供する。	農業協定12条1項
	生命または健康の保護	人体や動物の健康に害のある物質の輸出禁止など。	GATT20条(b)号
	金または銀の輸出	金または銀の輸出に関する制限措置。	GATT20条(c)号
	美術品等の保護	美術的、歴史的または考古学的に価値のある国宝の保護。	GATT20条(f)号
	有限天然資源の保存	国内の生産または消費に対する規制と関連して実施される場合に限る。例えば、希少資源保護の目的で特定資源の採掘を制限する場合に、当該資源の輸出を制限する措置。	GATT20条(g)号
	政府間商品協定に基づく措置	WTO加盟国間で否認されない場合に限る。	GATT20条(h)号
	政府の安定計画に基づく数量確保	国内の加工業に対して原料の不可欠の数量を確保するために必要な国内原料の輸出に制限を課す措置。ただし、国内産業保護を増大するように運用してはならず、無差別原則に従うこと。	GATT20条(i)号
	供給が不足している製品の獲得・分配	一般的にまたは地方的に供給が不足している製品の獲得または分配のために不可欠の措置。当該製品の国際的供給について衡平な取り分を受ける権利を有するという原則に合致すること。	GATT20条(j)号
(参考) F T A 規定例	輸出税の禁止	いかなる輸出関税も新設し、または維持してはならない。	日スイスEPA16条など
	輸出数量制限の条件	輸出制限により、輸出量が輸出国の供給総量に占める直近3年間の割合よりも低くなってはならない。	NAFTA315条(a)号
	輸出価格の条件	輸出ライセンス、税その他課徴金、最低輸出価格の設定などにより、輸出に際し国内価格よりも高い輸出価格を課さないこと。	NAFTA315条(b)号

〔資料〕WTO協定、松下満雄「天然資源・食料輸出制限とWTO/GATT体制」(『貿易と関税』2008年11月号)などから作成。

ンドにおいては、「政府調達透明性」という、政府調達の規律強化に比べてハードルを下げた交渉の立ち上げが模索されたが、結局合意が得られず、見送られた。

現行の政府調達協定の枠組みにおいては、ドーハラウンドとは別トラックで見直し作業が97年から続いてきた。見直し内容としては主に、1. 電子調達を含む手続きの簡素化、2. 差別的な措置を撤廃するためのルール強化、3. 協定の対象となる調達の範囲拡大となっている。改正条文は2006年12月に暫定合意が成立し、最終規定など一部を除き新ルールはほぼ確定している。1. については改正条文14条が電子オークションの実施条件を規定するのをはじめ、全編にわたって電子調達を念頭においた改正が加えられた。2. では例えば改正条文4条4項に、「調達は利害紛争を回避し、不正行為を防止するよう透明で公平な方法で実施する」との新たな一般原則が導入されたように、公平性の担保を規定上に明確化した。3. については加盟国間で、分野ごとの政府調達対象入札の基準額（threshold）見直しの詰め作業が続く。2011年12月のWTO閣僚会議で、ドーハラウンドの成果と併せて、新協定が採択される可能性も想定される。

政府調達ルールの実効性を高めるためには途上国の参加が不可欠である。現在、中国など9カ国が協定への加盟交渉中である。中国はWTO加盟時点で政府調達協定へ加盟の意向を表明したものの、交渉は難航している。これまでの開放オファーで中国は政府調達の対象となる機関のうち、地方政府機関や政府関係機関の範囲を明示してこなかった。米EUは広い対象範囲と、既加盟国と同程度の水準の基準額の設定を中国に求めており妥結は容易ではない。中国は2011年12月までに地方政府機関を含む改訂提案を提出するとみられる。

■ 模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA）の条文が確定

知財権の保護強化も、貿易拡大に必要な課題の一つであるという認識が先進国を中心に高い。しかしWTOの知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS）は、知財権侵害に対する民事賠償や刑事罰などの執行規定が不十分だと指摘されてきた。

WTO紛争となった中国知財権事件パネル（2009年）では、中国の模倣品・海賊版の取締りのTRIPS違反が争われた。中国著作権法に基づく著作物への保護内容が、TRIPS 9条が規定する「ベルヌ条約の規定遵守」に違反するなどの点で米国の主張が認められた一方、米国が重視していた刑事罰訴追基準に関する違反認定は認められなかった。例えば事件当時の中国当局の解釈では、海賊版DVDは500枚以上が見つかり3年以下の懲役となる。米国はこの運用が、著作物の違法な複製などに対する刑事罰の制定を規定するTRIPS61条に違反すると主張した。

しかし、TRIPS61条が「商業的規模」の行為を違反の対象としているのに対し、パネルは米国が、中国市場における「商業的規模」の知財権侵害の存在を十分立証できなかったとして、米国の主張を退けた。

同事件は、刑事罰規定など現行のTRIPSの限界を示したともいえる。これに対し先進国は、TRIPSプラスの知財権保護を、FTAや、複数国間（プल्ली）の枠組みでの補完を試みている。模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA）はこのようなプल्लीの取り組みである。日米EUなど先進国を中心とした11カ国・地域が2008年から協議を進め、2010年に大筋合意に達し、条文が確定した。近年中に署名、発効が期待されている。

ACTAは知財権侵害に対する執行に主眼を置いた協定である。主な内容は1. 侵害行為に関する刑事手続きおよび罰則、2. 民事上の執行、3. 税関における侵害品取締りなどの国境措置、4. デジタル環境下の知財権などである。TRIPSプラスの刑事罰規定としては、模倣品と偽ラベルを別々に輸入する手口を防止するために、模倣ラベル単体での輸入を刑事罰の対象とした（ACTA23条2項）ほか、中国知財権事件パネルで論点となりTRIPS61条でも規定のある「商業的規模」について、「少なくとも直接的または間接的に経済的または商業的な利益をもたらす行為を含むもの」と定義を明確化している（23条1項）。そのほか、民事上の執行では、権利者が侵害者に損害賠償を請求するにあたり、侵害行為により被った損害額を、侵害者が侵害行為から得た利益から推定する（9条2項）などの規定が設けられた。TRIPS45条は、賠償額については「損害を補償するために適当な賠償」と規定しており、算出が困難であることが問題視されていた。

ACTAが発効後に有効に機能するためには、現行の11カ国・地域だけでなく、これまでACTA加盟には否定的であった途上国の参加を促していく必要がある。また、知財権保護に関する対立は、途上国と先進国の間だけではない。ACTA交渉では米EUが地理的表示などの論点で激しく対立し、知財権保護を貿易ルールの一部に取り込むことの難しさがあらためて浮き彫りになった。

2. 世界のFTAの展開図

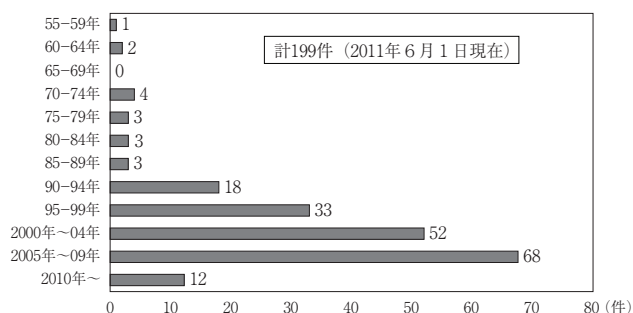
(1) 世界に広がるFTAネットワーク

■世界のFTA件数は199件

2011年6月1日現在、世界で発効している自由貿易協定（FTA）は199件を数える（関税同盟含む。WTO通報ベース、世界のFTA一覧は資料「世界と日本の貿易投資統計」を参照）^(注1)。

1990年以前は16件にとどまっていたFTAの発効件数は、90年代に51件、2000年代に120件が加わり、ほぼ200件へと増えた（図表Ⅱ－7、8）。最近は特にアジア大洋州地域の伸びが大きく、同地域のFTAの6割は2005年以降に発効したものである。ASEANとその周辺国である日本、韓国、中国、オセアニア（オーストラリア、ニュージーランド）、インドのFTA、いわゆるASEAN+1のFTAが2010年にすべて完成したこと、日本がASEAN

図表Ⅱ－7 年代別世界のFTA件数



図表Ⅱ－8 世界のFTA年代別・地域別発効件数

(単位：件)

	欧 州	ロシア・ C I S	中東・ アフリカ	米 州	アジア 大洋州	地 域 横 断	合 計
1955～59年	1						1
60～64年	1			1			2
65～69年							0
70～74年	1			1		2	4
75～79年					2	1	3
80～84年				1	2		3
85～89年				1		2	3
90～94年	4	5	2	2	3	2	18
95～99年	3	17	2	5		6	33
2000～04年	8	4	5	8	9	18	52
2005～09年	5	2		7	20	34	68
2010年～	5				4	3	12
合計	28	28	9	26	40	68	199

〔資料〕図表Ⅱ－7、8とも、WTOホームページ掲載のリスト（<http://rtais.wto.org/UI/PublicAllRTAList.aspx>：2011年6月1日現在）から作成。

(注1) 日本政府は一般に物品・サービス貿易分野の協定をFTAと定義し、投資や政府調達など幅広い分野を含む協定を経済連携協定（EPA）と呼ぶが、本節ではEPAも含めてFTAという用語を統一的使用する。

諸国との二国間FTAを着実に進めたことなどが要因として挙げられる。

最近の傾向は、地域横断型FTAと貿易大国同士のFTAの2種が増えた点にある。貿易規模の小さい相手国同士のFTAは比較的そろったことから、各国とも近年は、貿易規模が大きい国同士のFTAが目立つようになってきている。2011年7月から暫定発効したEU韓国FTA、両国での議会批准がみえてきた米韓FTAはその顕著な例である。中国と台湾の間には海峡兩岸経済協力枠組協定（ECFA：WTO未通報）が2010年に発効した。

また各地域とも、域内のFTAネットワークは一定程度完成されて来たことを背景に、別の地域に属する国同士が結ぶ、地域横断型のFTAが近年増えている。交渉が進む環太平洋戦略経済連携協定（TPP）もその一例と言える。2010年の発効状況としては、トルコがEU以外にも経済連携を広げるべく、それぞれ異なる地域の国（チリ、ヨルダン、セルビア）とFTAを3件発効させた。

また最近、南米南部共同市場（メルコスール：アルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイ）は地域横断型のFTA交渉を積極的に展開しており、多くの国がメルコスールに交渉開始を持ちかけているところにある。EUとの交渉は長年中断していたが、2010年10月に再開した。EU側にとっても、「グローバル・ヨーロッパ」と題する新通商戦略において、メルコスールは交渉優先国に位置付けられている。その他、メルコスールは南部アフリカ関税同盟（SACU）やエジプトとは交渉を済ませており（一部は特惠協定）、モロッコ、トルコとの交渉も本格化する見込みにある。韓国とも交渉入りをにらんで共同研究を済ませている。日本も、6月に開かれた第41回メルコスール首脳会合において「経済緊密化のための日・メルコスール対話」の立ち上げを提案している。

(2) 日本のFTA動向

■日本のFTAカバー率は上昇するも、他国の動きは早い

各国FTA発効の進捗をはかる一尺度として、FTAカバー率（一国・地域の貿易に占める、FTA発効済み国・地域との貿易比率）を図表Ⅱ－9に示した。

日本の直近のカバー率は18.2%であり、8月に発効した日印FTAが1.0ポイント押し上げたことから前年より上昇した。既にFTAが発効している対ASEAN貿易のシェアが2009年の14.0%から14.6%へと上昇したことも寄与している。ペルーとのFTAも5月に署名が済んでおり、年内の発効を目指している。

ただ、日ペルーFTAが発効しても日本のカバー率は18.4%と微増するにとどまる。オーストラリアとの交渉

図表Ⅱ－9 主要国・地域のFTAカバー率

(単位：％)

		FTAカバー率			発効相手国・地域（往復）		
		往復	輸出	輸入	第1位	第2位	第3位
日	本	18.2	18.4	18.0	A S E A N (14.6)	イ ン ド (1.0)	ス イ ス (1.0)
米	国	34.9	40.8	31.0	N A F T A (28.8)	DR-CAFTA (1.5)	シンガポール (1.5)
カ	ナ	68.2	77.5	59.0	N A F T A (65.9)	E F T A (1.2)	ペ ル ー (0.5)
メ	キ シ コ	80.9	92.6	69.4	N A F T A (67.2)	E U (7.8)	日 本 (2.8)
チ	リ	89.0	87.6	90.9	中 国 (20.6)	E U (16.2)	米 国 (13.2)
ペ	ル ー	69.0	69.2	68.7	米 国 (17.7)	中 国 (16.2)	C A N (8.7)
E U	貿易総額	74.8	77.4	72.2	E U (65.0)	ス イ ス (2.4)	E E A (1.6)
	域外貿易	26.4	29.5	23.6	ス イ ス (6.6)	E E A (4.0)	トルコ (3.6)
韓	国	25.2	26.9	23.4	A S E A N (10.9)	E U (10.3)	イ ン ド (1.9)
中	国	16.6	12.0	21.7	A S E A N (9.8)	台 湾 (4.9)	チ リ (0.9)
イ	ン ド	17.9	21.0	15.7	A S E A N (9.3)	韓 国 (2.4)	日 本 (2.3)
シン	ガポール	66.1	66.3	65.9	A S E A N (27.3)	中 国 (10.6)	米 国 (8.7)
A S E A N		60.1	57.9	62.3	A S E A N (25.6)	中 国 (13.6)	日 本 (10.6)
オーストラリア		26.5	18.1	35.6	A S E A N (14.2)	米 国 (7.2)	N Z (3.4)
ニュージーランド		48.7	48.1	49.3	オーストラリア (20.6)	中 国 (13.5)	A S E A N (12.3)

〔注〕①FTAカバー率は、FTA発効済み国・地域（2011年8月1日時点）との貿易が全体に占める比率。率は2010年の貿易統計に基づく。

②略語は、ドミニカ共和国・中米諸国とのFTA（DR-CAFTA）、アンデス共同体（CAN）、欧州経済地域（EEA）。

③中国は、香港（7.7%）とマカオ（0.1%）を除く。

④ASEANのFTAの中には未発効国もあるが、すべての加盟国の貿易額を加算。

〔資料〕各国政府資料、DOT（IMF）、各国貿易統計から作成。

図表Ⅱ－10 日本と韓国のFTA進捗状況

(単位：％)

		日 本		韓 国	
			輸出入 構成比		輸出入 構成比
アジア大洋州	A S E A N	発効済	14.6	発効済	10.9
	シンガポール	発効済	2.3	発効済	2.6
	マレーシア	発効済	2.8	発効済（ASEAN）	1.8
	タイ	発効済	3.8	発効済（ASEAN）	1.2
	インドネシア	発効済	3.0	発効済（ASEAN）	2.6
	ブルネイ	発効済	0.3	発効済（ASEAN）	0.2
	フィリピン	発効済	1.3	発効済（ASEAN）	1.0
	ベトナム	発効済	1.1	発効済（ASEAN）	1.5
	インド	発効済	1.0	発効済	1.9
	オーストラリア	交渉中	4.2	交渉中	3.0
	ニュージーランド	－	0.3	交渉中	0.2
北米・中南米	日 本 / 韓 国	交渉中断中	6.2	交渉中断中	10.4
	米 国	－	12.7	署名済	10.1
	カナダ	－	1.4	交渉中	0.9
	メキシコ	発効済	0.9	交渉中	1.2
	チリ	発効済	0.7	発効済	0.8
	ペルー	署名済	0.2	発効済	0.2
欧 州	コロンビア	－	0.1	交渉中	0.2
	E U	予備交渉中	10.5	発効済（暫定）	10.3
	E F T A	－	1.2	発効済	1.0
	ス イ ス	発効済	1.0	発効済（EFTA）	0.3
そ の 他	トルコ	－	0.2	交渉中	0.5
	環太平洋戦略経済 連携協定（TPP）	交渉参加 検討中	24.6 (17.4)	－	20.4 (13.6)
	湾岸協力会議（GCC）	交渉中	8.4	交渉中	8.9
	F T A カバ ー 率	発効済計	18.2	発効済計	25.2

〔注〕①率は2010年の貿易統計に基づく。

②TPPの上段は対9カ国の構成比、下段はそのうちFTA未発効相手国の構成比。

〔資料〕外務省、経済産業省、韓国外交通商省資料、各国貿易統計から作成。

は続いており、また環太平洋戦略経済連携協定（TPP）への交渉参加は、東日本大震災への対応を最優先したことから、少なくとも当初目標としていた6月の判断は見送られた。日中韓FTAは5月の首脳会談において、「現在の日本の状況を考慮しつつ、産官学共同研究を本年中に終了させる」ことを決定した。従来の予定より加速化してはいるが、交渉入りがすぐに見通せる状況でもない。交渉が中断している日韓FTA交渉は、再開に向けた局長級の協議が開かれており、5月に第2回の会合が開かれた。

その点、周辺国のFTA進捗は著しい。まず、韓国は後述するとおりEUとのFTAが7月に発効したことから日本のカバー率を追い越した（図表Ⅱ－10）。またASEANは、ASEAN+1のFTAが2010年にすべて発効し、このうち新たに発効した対インド、オセアニアFTAはカバー率を6.1ポイント押し上げた。また中国は台湾との間にECFAが発効したことからカバー率は16.6%へと上昇し、日本とほぼ変わらない水準になっている。各国ともFTAの交渉、発効が目白押しである。

先述の、貿易大口相手国とのFTAと地域横断型FTAという傾向は日本にとっても同様の課題である。こうしたFTAを結んでいってこそ、FTAカバー率も大きく上昇する。日本として、貿易大口相手国、地域横断型のFTAを意識する段階に来ている。

■大型FTAとして対EUの予備交渉が始まる

日本が次に交渉を始める見通しの大型FTAとして関心が高まっているのはEUである。日本政府は日・EU経済統合協定（EIA）の交渉開始に向けた協議を続けてきたところ、5月の日・EU定期首脳協議で、協定の対象範囲を検討する予備交渉、いわゆるスコーピング作業を開始することに合意した。半年ほどの期間をへて作業が「成功裏に（欧州委員会談）」完了すれば、交渉が始まる見込みとなっている。双方の貿易額が年間1,300億ドルを超える、貿易規模の大きい同士のFTAであり、多国間交渉が停滞する中で貿易のルール作りを進めることは大いに意義がある。

日本とEUの経済連携強化は、2007年に双方の産業界メンバーを含むたちでEIA検討タスクフォースが設立されたことに端を発する。2008年7月に取りまとめられた同タスクフォース合同報告書は、次のステップとしてより高官レベルで多くの官庁を巻き込んで、利益を共有する部分から協議を始めるべきとの提言を発した。日本側は4本柱、「世界最高峰のイノベティブ社会の共同構築」、「新次元の環境親和社会の共同構築」、「安全な社会インフラの共同整備」、「（関税を含む）相互の貿易投資環境の改善」に関心分野として提案し、これに対しEU側は日本の非関税障壁や規制について高い関心を有することが示された。

日本企業から、より具体的な協定内容の検討を求める声が挙がったことから、日本側の研究の場として日・EU EIA研究会が2009年1月に立ち上がった（事務局：ジェトロ）。研究会は6回の会合をへて2009年6月に報告書を発表した。EUの対日関心が、特に医療機器、木材製品、サービス、政府調達において高いことが把握されており、この4分野は、2009年の日EU定期首脳協議においても「いくつかの特定の非関税案件」として言及があった。また報告書には、環境規制導入における事前の情報交換、各種製品の標準や技術基準の調和、知的財産権のルール作り、投資協定の締結など関税を超えた分野での日・EUの協力を推進するよう求める声が盛り込まれた。日・EUは相互承認協定（MRA）に基づいて既に4分野（通信機器、電気製品、化学品GLP（Good Laboratory Practice：優良試験所基準）、医療品GMP（Good Manufacturing Practice：製造管理および品質管理基準））で相互承認を認めているが、これを拡大すべきとの提言になっている。

2010年は、新設された「合同ハイレベルグループ（HLG）」において欧州委員会が各種産業団体などにパブリック・コンサルテーションを行い、利害関係者の見解が集約された。これは、日・EU EIA研究会の報告書が

発表されて以降、EU側の一部から、日本の鉱工業製品の関税は既に低く、対日FTAの効果に懐疑的な声が挙がったことが主な要因である。EUの産業別でみると、飲食品加工、IT、化学といった産業は前向きだが、自動車・同部品は後ろ向きであるなど、ばらつきがみられた。HLGの成果として、欧州委員会は2010年7月に「日本において欧州企業の直面している非関税措置の例」として27項目を挙げ、規制などの非関税障壁における対日要望がより具体的に示された。27項目は、透明性や国際基準との整合性を問うものから、「金融サービス」や「化粧品」など個別ビジネスにおける規制に至るまで多岐にわたる。例えば、「航空輸送」においては羽田空港国際線の離発着時間が夜間であることも指摘している。

日本政府はこうした要望に沿うように、いくつかの既存の規制の見直しを行っている。まず、2009年の定期首脳協議での言及を受けて、2010年12月には、地方自治体を含む政府関係機関の調達情報を一元的に英語で提供するほか、先進安全自動車技術指針、建築用木材基準、医療機器の4案件において具体的な取り組みを発表した。特に調達情報については、ジェトロのウェブサイトを通じて、2011年3月末までに、国の機関のみならず、全都道府県、政令都市、中核市、特例市の主要な調達情報が英語で提供されることとなった。

これに加えて日本は、行政刷新会議内に設けた規制・制度改革分科会において、改革事項として酒類の卸売業免許の要件緩和、食品添加物の承認手続きの簡素化・迅速化、EU諸国からの牛、羊、ヤギ由来のレンネット（チーズの製造に用いられる混合物）の輸入解禁、先進国との航空機材や乗員資格などに関する相互承認の推進など多岐にわたる項目を盛り込み、3月末に方針を閣議決定した。その多くは2011年度中に検討、結論を出すことになっており、これらを以ってEU側の姿勢は大きく好転したと解釈されている。3月24、25日に開催された欧州理事会（EU首脳会議）は、日・EU関係の戦略的な重要性を強調し、「日本が非関税障壁や公共調達の制限などの問題に取り組む用意があることを条件として、自由貿易協定のための交渉開始の可能性を含めた共通の課題を前進させ、日・EU関係を強化させるために、来るべき日・EU首脳協議を活用すべき」と発表し、5月にスコーピング開始で合意するためのお膳立てが整った。

■EU側は非関税障壁撤廃の効果を期待する

日・EUのFTAが輸出入に与える影響については、欧州委員会の公式見解ではないものの、欧州委員会貿易総局の依頼に基づいて民間経済コンサルティング会社であるコペンハーゲン・エコノミクスが2010年2月に「EU・日本間の貿易投資障壁の評価」と題する調査を行ってい

る。その結果としては、すべての財の関税を撤廃した場合、EUの対日輸出（財サービスの合計）は141億ユーロ増えると試算されている。これは、ベースとなる2008年の数字に基づく23.1%増に相当する。また、非関税障壁の撤廃による効果は、幅はあるものの最大で294億ユーロの対日輸出増（48.2%増に相当）につながると見込んでいる。恩恵を特に受ける分野としては、関税の撤廃は加工食品

（48億ユーロ増）、非関税障壁の撤廃は製薬を含む化学（100億ユーロ増）において特に大きく表れている。報告書はまた、日本の対EU輸出増についても試算を行っている。同様の撤廃が行われた場合、日本の輸出は関税撤廃により252億ユーロ増え（28.4%増に相当）、また非関税障壁の撤廃により最大で285億ユーロ増える（32.2%増に相当）との影響を見込んでいる。日本側で特に恩恵を受ける分野は自動車であり、関税・非関税の両障壁撤廃の合計で272億ユーロ増と半分以上を占めることになっている。

当然ながら実際の影響は、交渉の結果内容や、どのFTAがほかに発効しているかといった周辺環境にも大きく左右される。特に報告書は、作成時点では未署名であったEU韓国FTAの発効は影響試算の前提に含めておらず、数字の大小は一定の幅を持って解釈すべきものと考えられる。しかし、関税よりも非関税障壁の撤廃による効果の方がはるかに大きいと見込んでいる点、日本の鉱工業製品の関税は既に低いと指摘する中でも相当の対日輸出増を見込んでいる点は注目に値する。

■ 日・EU間の貿易額分布を関税帯域別にみる

日・EU間の貿易において、現状、相手国からの輸入のどれくらいが無税、低関税、高関税に分類されるのか。日本のEUからの、EUの日本からの、それぞれ2010年の輸入統計を基に、HSコードの一番下位のケタ、いわゆるタリフラインまで分解し、関税帯域別に分類した（図表II-11, 12）。日本のEUからの輸入は約6,100の、EUの日本からの輸入は約6,600のタリフライン数にそれぞれ分類される。関税の帯域は、無税、0.1～5%、5.1～10%、10.1～15%、15.1～20%、20%超、従量税に分類した。

図表は、輸入額全体を100とした時に、何パーセントがどの関税帯域に収まるかを示している。FTAの一要件であるGATT24条の、「実質的にすべての貿易(substantially

図表II-11 日本のEUからの、関税帯域別輸入額分布（2010年）

日本の対EU輸入額（100万ドル）：66,187									
	無税	0.1～5%	5.1～10%	10.1～15%	15.1～20%	20%超	従量税	分類不可能	総計
農産品	5.5%	4.5%	1.2%	1.3%	0.2%	0.8%	1.1%		14.6%
非農産品	63.2%	14.9%	4.9%	0.8%	0.2%	0.5%	0.1%		84.5%
計	68.7%	19.3%	6.2%	2.0%	0.4%	1.3%	1.2%	0.9%	100.0%

図表II-12 EUの日本からの、関税帯域別輸入額分布（2010年）

EUの対日輸入額（100万ドル）：85,564									
	無税	0.1～5%	5.1～10%	10.1～15%	15.1～20%	20%超	従量税	分類不可能	総計
農産品	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		0.4%
非農産品	35.8%	37.9%	24.3%	0.7%	0.0%	0.0%	0.1%		98.8%
計	35.9%	37.9%	24.4%	0.8%	0.0%	0.0%	0.1%	0.9%	100.0%

〔注〕①農産品は、WTO農業協定で定義される品目に、水産品（HS03類など）と木材（HS44類）を追加。非農産品はそれ以外。

②「分類不可能」は、再輸入など。

〔資料〕図表II-11, 12とも、日本貿易統計、日本関税率表、EU貿易統計、EU関税率表、WTO Tariff Analysis Onlineから作成。

all the trade)」について障壁を撤廃することに照らしての自由化率という尺度は、関税分類上の細目、タリフライン数ベースで測られるとの解釈もあるが、ここでは二国間の貿易額に占めるシェアもみるため、金額ベースで測る。また品目定義については、農産品を、WTO農業協定の対象となる品目^{（注2）}に水産品（HS03類など）と木材（HS44類）を加えたものとし、それ以外を非農産品とする。

両側からみた全体像を概説すると、日本側は無税比率が高いものの、関税率15%超の品目の輸入が農産品と非農産品を合わせて1.8%を占めている。これに対しEU側は、無税比率が低いのが特徴で、非農産品においても関税10%前後の品目が数多くあるが、高くても15%までの枠にほとんどの品目が収まっている。関税15%超の品目のシェアとなると、農産品と非農産品を合わせてもほとんどない。

まず日本側について、2010年の対EU輸入額は661億8,700万ドルであり、農産品は14.6%、非農産品は84.5%を占める（残り0.9%は再輸入などのため分類不可能）。年にもよるが日本の対世界輸入額の農産品割合は11%前後であり、対EUはこれを少し上回る。農産品の主な内訳は、たばこ（HS24類）が約4分の1を、飲料および酒類（HS22類）が17%、豚肉（HS02類）が14%、木材（HS44類）が13%を占めている。関税については、たばこはほぼすべて無税、豚肉は差額関税（輸入価格と基準価格との差額）または4.3%、木材は5%以下の関税がかかる品目が多い。「0.1～5%」の農産品の枠は豚肉や木材が7

（注2）対象となる品目：HS01～24類（うち魚、水産物を除く）、2905.43, 2905.44, 3301, 3501～3505, 3809.10, 3823.60, 4101～4103, 4301, 5001～5003, 5101～5103, 5201～5203, 5301～5302

割を構成している。豚肉は、EUの中でデンマークが7割を占めており最大のシェア、近年ハンガリーが伸ばして1割を占める。農産品と非農産品を合わせると、日本の輸入の68.4%は無税になっている。「0.1～5%」帯域の分布も含めると合計で88.0%になり、相当な額は無税～低税率の帯域に収まっている。日本側に関税の引き下げ余地があまりないという点はここからも証明できる。

「5.1～10%」の農産品は1.2%を占めており、トマトの調製品、たんぱく質系物質（プロテイン、コーンスターチ、アルブミン、カゼインなど）、木材といった品目が主に含まれている。また「10.1～15%」帯域の農産品は1.3%を占めており、内訳は「飲料、酒類（HS22類）」が多く含まれている。品目としては、ワイン（15%または125円/リットルのうち低い方）、果汁に砂糖などを加えた水（13.4%）など、一部の飲料にやや高税率の品目が見受けられる。また、ハーブティーなどを含むその他の調製食料品（15%）もこの帯域に含まれている。ちなみにワインについては、日チリFTAでは12年間での段階撤廃となっており、2011年の税率は9.2%にまで引き下げられている。「20%超」帯域の農産品の内訳は、チーズ（22.4～40%）が半分を占めている。ほかには小麦グルテン（21.3%）、オリーブ油（21.3%）、キャンディー、キャラメル、チョコレート（いずれも25%）など糖類製品が含まれている。

このようにEUからの農産品の輸入は調製品、飲料・酒が多く、牛肉、小麦、大豆といった一次産品が農産品の多くを占めるオーストラリアや米国とは異なる構造になっている。

逆にEU側の対日輸入（日本の対EU輸出）について、2010年の輸入額は855億6,400万ドルとなっており、非農産品がほとんどを占める。特に非農産品においては有税品目が多く、無税率は35.8%にとどまる。「0.1～5%」帯域の分布を含めても合計で73.8%になり、先述の、日本の対EUの同比率88.0%と比べても低い。EUの乗用車の関税は一般に10%であるため、「5.1～10%」帯域のシェアが24.3%と大きくなる。日本の対EU輸入において同じ枠は4.9%のシェアであることと比べても大きい。自動車・同部品（HS87類）のうち、3分の2はこの「5.1～10%」帯域に含まれている。残りの3分の1は自動車部品であるが、税率は3～4.5%と乗用車よりは低いことから、「0.1～5%」の帯域に収まっている。このほかにも、化学品（HS28～40類）は一般に6.5%の品目が多く、それもこの枠が膨らむ一因となっている。

「10.1～15%」帯域の非農産品には主に、コンピュータ用以外のモニタ（HS8528.49および8528.59）とその他ビデオカメラレコーダー（HS8525.8099）が含まれ、税率は

14%と鉱工業製品の中では高い。もっとも、この帯域に含まれる品目が全体額に占める比率は0.7%とそう大きくはない。ちなみに、EUのコンピュータ用以外のモニタ（テレビ用）の輸入においては、中国が7割弱のシェアを持っており、日本はその次の10%程度を有する。韓国のシェアはその後米国、台湾に次いで3.4%である。EU韓国FTAの影響が指摘されるものの、必ずしも日韓だけが競合している関係にはない。

また貨物自動車（HS8704：トラック）のうち、2500cc以上など一部の車種は22%の高関税となっており、日本の対EUトラック輸出額は2008年以降ここ3年、6億7,800万ドル、3億800万ドル、2億5,600万ドルと減少の一途をたどっている。高関税帯域であっても占めるシェアが小さいとは言え、輸入実績が乏しいのは高関税であるがゆえの結果だと解釈することもできる。

（3）アジア大洋州における地域横断のFTA

■ TPPを輸出倍増の切り札としたい米国

多国間のFTAである環太平洋戦略経済連携協定（TPP）は、日本で参加の是非をめぐる議論が湧き起こったことから注目を集めている。アジア大洋州地域における貿易のルール作りの観点から重要な協定であり、日本の参加にかかわらず交渉の動向を把握しておく必要がある。

TPPはもともとシンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイの4カ国で始まった協定だが、各国が加わって新たな交渉を展開している。2010年10月にはマレーシアが正式に参加し、交渉参加国は9カ国（4カ国、オーストラリア、ペルー、米国、ベトナム、マレーシア）にまで増えている。2010年3月から始まった交渉は2011年6月までに7回開かれた。交渉は24分野と数多くの作業部会に分かれて進んでいる（図表Ⅱ－13）。

アジア太平洋経済協力会議（APEC）は長期目標としてアジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）の構想を掲げており、そこへと至るプロセスとしては、「ASEAN+3（日

図Ⅱ－13 TPPにおける交渉分野

交渉分野	
首席交渉官協議	
市場アクセス（工業）	サービス（越境サービス）
市場アクセス（繊維・衣料品）	サービス（金融）
市場アクセス（農業）	サービス（電気通信）
原産地規則	サービス（商用関係者の移動）
貿易円滑化	電子商取引
衛生植物検疫措置（SPS）	投資
貿易の技術的障害（TBT）	環境
貿易救済（セーフガード等）	労働
政府調達	制度的事項
知的財産	紛争解決
競争政策	協力
「分野横断的事項」	

〔資料〕外務省、経済産業省、交渉参加国政府資料から作成。

中韓)」や、それにインド、オーストラリア、ニュージーランドを加えた「ASEAN+6」がある。これらの取り組みの中で、TPPは既に交渉が始まっており、FTAAPへのステップとして一歩先行した形にある。いずれも、二国間のFTAの積み上げだけでは不十分だとの認識のもと、アジア大洋州地域として統一された枠組みの構築を目指している。世界に占める割合をそれぞれ比較すると、人口構成比では、ASEAN+6が日本、中国、インドを含むため49.2%と高く、かたやTPPは7.4%と低い。しかしGDP比でみると、TPPは米国を含むためASEAN+6よりも高くなる。つまりGDP規模では、米国一国で日中韓印の合計を上回る。

米国がTPPに目を付けたのは、1. 交渉参加国はすべてAPECの参加国であり、FTAAPのステップと位置付けられる、2. 米民主党政権としては、交渉するならより多くの国を含む協定をとという発想であり、二国間FTAを希求する考えはない、3. 中国と（米国が問題視する）ミャンマーを含まない通商枠組みであること、が背景として挙げられる。特に3.は、ASEAN全体との通商関与強化はミャンマーが入っていることから米国として考えにくい。この点TPPはASEAN諸国を部分的に含む枠組みである。また中国については、いずれFTAAPが長期的に現実化し中国が参加するとなった時に、米国としては先に作ったルールを課すことで影響力を行使したい思惑がある。

2009年11月に米国が交渉参加を表明して以降、交渉は完全に米国ペースで進んでいる。WTOドーハラウンドでの貿易ルール策定が停滞する今、米国にとってTPPは今後数年にわたり最重要の通商イニシアチブとなる。米国は知的財産権の保護や労働と環境条項などを重視しており、今後の交渉で高レベルの要求を掲げることも予想される。輸出倍増を掲げる中、米国はTPPを国内的には「21世紀型の地域通商協定」と説明しており、国内のさまざまな層から支持を得るべく、「米国雇用の創出につながる」、「輸出増に資する」といったコンセプトを押し出している。これまでのFTAとは異なるとのイメージを与えて、中小企業、労働組合など、従来はFTAと縁遠かった層からも支持を得ようとしている。24分野の中には「分野横断的事項」という、これまでのFTAではみられなかった分野が、米国の強い要望で含まれている。分野をまたいでビジネスに影響を与える制度を扱うもので、規制の調和、サプライチェーンの効率性、中小企業の貿易促進といった切り口が示されている。

■協定の仕上がり図はいまだ固まらず

TPPの仕上がり図に影響を与える最大の論点は、まず交渉参加国間で既に多数のFTAが発効していること（図表Ⅱ-14）、その上で、既存協定と今後交渉されるTPPが関税撤廃スケジュールでどう関係するのか、整理がついていないことである。米国からはTPP交渉において全品目を対象にするという原則が聞かれるが、米国も既存

協定で棚上げしている品目は複数ある。例えば2005年に発効した米豪FTAにおいて、砂糖や一部の酪農品は米側の自由化品目から除外された。これに限らず、既存の協定をみるとどの国にもセンシティブ品目は数々ある（図表Ⅱ-15）。サービスの自由化において、対象分野を定めるか（ポジティブリスト）、除外分野だけを定めるか（ネガティブリスト）をめぐって既存協定の間では方式が異なる。政府調達の条項を含む、含まないでも差がみられる。例えばマレーシア

図表Ⅱ-14 TPP交渉参加国間の既存FTA

図表 14 11 交渉参加国間の既存 FTA

		交渉参加国										備考
		シンガポール	N	Z	チリ	ブルネイ	米 国	豪 州	ペ ル ー	ベトナム	マレーシア	
交渉参加国	シンガポール		●		●	●	●	●	●	●	●	●
	N Z	●			●	●		●	■	●	●	
	チ リ	●	●			●	●	●		交渉妥結 (二国間)	○ (二国間)	●
	ブルネイ	●	●	●			●	■	●	●	●	●
	米 国	●	■	●	■		●	●	■	■		
	豪 州	●	●	●	●	●		■	●	●		交渉中 (二国間)
	ペ ル ー	●	■	●	■	●	■		■	■		○ (二国間)
	ベトナム	●	●		交渉妥結 (二国間)	●	●	■		●	●	●
備考	マレーシア	●	●	○ (二国間)	●	■	●	■	●			●
	日 本	●		●	●		交渉中 (二国間)	○ (二国間)	●	●		

●

 FTA 発効済み

○

 FTA 署名済み（未発効）

■

 TPP で新規交渉中



FTA発効済み



FTA署名済み（未発効）



TPPで新規交渉中

〔資料〕各国政府資料から作成。

図表Ⅱ－15 TPP交渉国間の既存FTAにおける、主要な例外措置

分野	国	FTA	品目	措置
関税	米 国	米豪	砂糖、乳製品など	現行の関税割当制度を維持
		米ペルー	砂糖	現行の関税割当制度を維持
	チ リ	チリ-マレーシア (未発効)	ワイン、アルコール飲料、コメ、たばこ、小麦、 砂糖、ハチミツ、中古タイヤなど96品目	自由化から除外
	マレーシア	ASEAN豪州NZ (AANZFTA)	食肉（豚、鶏など一部） 乗用車、貨物自動車、二輪自動車の一部	現行の関税割当制度を維持 発効10年後も5%の関税を維持
		チリ-マレーシア (未発効)	鉄鋼製品（圧延鋼板） 花火、爆発物、アルコール飲料、コメ、たばこなど 138品目	発効10年後も10%の関税を維持 自由化から除外
	ベトナム	AANZFTA	乗用車、貨物自動車、二輪自動車の一部	発効12年後も5～50%の関税を維持

分野	国	FTA	措置
政府調達	米 国	米豪	バイアメリカンの適用除外
	豪 州	FTA全般	・米豪FTAでは、合計80の省庁・政府機関、州レベル機関に入札を義務付け、米企業に無差別 待遇（一定の制限あり）を与える ・豪星FTAでは、中央政府の調達のみ含める
投資 (紛争解決)	豪 州	米豪、豪NZ	紛争解決規定を含まず（ただし豪タイ、豪星、AANZFTA、豪チリなど他FTAでは含む）
	N Z	豪NZ	紛争解決規定を含まず（ただし馬NZ、AANZFTAなど他FTAでは含む）

分野	措置の内容	FTA
政府調達	条項を含む	米豪、米星、米チリ、米ペルー、豪星、豪チリ、星ペルー、星NZ、P4
	条項を含まず	豪NZ、馬NZ、馬チリ（未発効）、AANZFTA、チリ-ペルー
サービス	ネガティブリスト方式	米豪、米星、米チリ、米ペルー、豪星、豪チリ、豪NZ、星ペルー、P4
	ポジティブリスト方式	星NZ、馬NZ、AANZFTA

〔注〕馬（マレーシア）、星（シンガポール）、P4（TPPの原協定）

〔資料〕各協定、関連資料から作成。

とベトナムはこれまでに政府調達条項を含むFTAを結んだことはない。

米国は、既存協定で守り切った条件を尊重し、今回も維持したいというのが意図するところである。逆に言うなら、既存協定以上の関税撤廃を行う構えはない。その前提に立つと、ほかのTPP交渉参加国も、既存協定の関税撤廃スケジュールを生かしながら、FTA未発効国とのみ交渉を行う段取りになる。米国の場合、対ニュージーランド、マレーシア、ベトナム、ブルネイが該当する。

これに対してオーストラリアやニュージーランドは、既存協定を上塗りして、交渉参加国が単一の関税撤廃スケジュールで新たに合意することを目指すべきだと考えている。つまりオーストラリアは米国の砂糖市場を、ニュージーランドは米国の酪農品市場を開けることを期待している。今のところ各国はこうした交渉の「枠組み」の整理を棚上げして進めているが、明確にするべき時期は近付いている。それ次第で協定の仕上がり図も大きく異なってくると考えられる。

■アジア太平洋地域の貿易ルール作りを目指す

物品の関税撤廃にとにかく関心が当たりがちなTPPであるが、米国が目指すのはアジア太平洋地域における貿易のルール作りである。2014年末までに輸出倍増を掲げる米国は、自らの輸出を阻害する海外の規制や制度の撤廃を目指すべく、非関税分野のルール形成に注力している。いずれ、TPPに新たな加盟国が入ってくる時には、

既に形成したルールを適用することを考えている。そのため、中国を意識したものも一部にはある。

「投資」分野において、投資紛争の解決規定を含めるか否かは1つの論点である。同規定は、進出企業と現地政府とのトラブルを国際司法機関へ付託することにより解決しようとする仕組みである。オーストラリアやニュージーランドは、訴えられるリスクを理由に含めることを嫌っており、一般的に含めることに前向きな米国との立場の違いが注目される。とはいうものの両国とも、既存のほかのFTAでは同規定を含めているなど、反対一辺倒という訳でもない。むしろニュージーランドは、NZ中国FTAで中国を相手に紛争解決規定を含めることに成功したと位置付けられている。また米国も、一般的には前向きであるものの、国内の一部には「国内法を超越したところで第3の機関から司法判断が出るのは憲法のアウトソーシング」だとして猛反発する層もいる。

国営企業の「競争」上の問題は、民間企業に比して競争上有利にならないよう規則を確立することを挙げており、米産業界が強く押している。米国は、現在の交渉参加国の中で、国内経済において公的セクターの関与度合いが強い、マレーシア、ベトナム、ブルネイを意識している。例えば補助金を受けた国営企業が、民間企業が太刀打ちできないような条件で入札競争するケースを意識しており、先を見通すと、TPPに中国がいずれ参加することになった場合、米国としてルールを課すために布石

を打っているともいわれている。

「原産地規則」は、非関税分野の交渉としては一番難航するとの見方が多い。最終的には単一の規則に集約されるとみられてはいるが、既存のFTAが多くあり、またFTAによって原産地規則を満たす基準が品目ごとに異なる中で、統一する作業は相当時間がかかるとみられている。先述の「枠組み」のあり方ともかかわってくる論点である。仮に単一の規則とならず、付加価値を累積させることができない協定となれば、複数国間での工程に対応することもできず、多国間FTAとして意味がないとする意見も聞かれる。

とかくTPPは米国のペースで進んでいるが、交渉が妥結しても米国での議会批准はスムーズではない。米国にとっては批准待ちのFTA（コロンビア、パナマ、韓国）を通すことが先決であり、議会と政権がTPPの交渉スタンスをめぐってやり取りを本格化させるのはその後になる。その上、2012年は大統領選挙が行われる。選挙中에서도交渉は行われるが、仮に2012年に交渉が妥結したとしても、米議会が批准を進めるのは2013年になる。米議会の批准に際しては従来、審議過程で修正が入り合意内容を蒸し返すことのないよう、大統領貿易促進権限（TPA）が政権に付与されるのが常だが、この権限は現在失効している。いずれTPPの交渉妥結がみえてくればTPA再付与の議論が湧き起こると考えられる。その際、どういう条件で付与するのか、その見返りに議会にはどういう権利が与えられるのかなどの整理にはそれ相応の時間を割くことになる。

当初、米国は自らAPECを議長国として主催する2011年11月までに交渉を妥結するスケジュールを掲げていたが、その目標達成は難しくなりつつある。ただAPECを何らかの到達点として各国首脳に示したい意向は持っている。

日本にとって、TPP交渉参加国のうち、ASEAN諸国（シンガポール、マレーシア、ベトナム、ブルネイ）、チリとはFTAが発効、ペルーとも交渉は済んでいる。このため、日本がTPPに交渉することは、米国、オーストラリア（現在も二国間で交渉中）、ニュージーランドと新たに交渉を行うことを意味する。多くの交渉参加国からは日本の参加を待望する声も聞かれており、それには米国ペースの交渉に歯止めをかける期待も含まれる。その米国も、「日本が参加すれば協定の重要度が格段に増す」との立場であり、基本的には日本を歓迎する姿勢にある。

新たな交渉国が参加すれば、交渉を一からやり直すことになるとして、米国からは少なくとも11月までは新たな参加国が加わることを想定していない反応が聞かれる。その後新たな国が参加するとなった場合、一定程度固

まった内容を受諾することになるのか、新しく内容を提案する余地があるのかは1つの論点となるだろう。

（4）貿易大口相手国同士のFTAを進める 韓国

■ EU韓国FTAが7月に暫定発効、自動車に注目

2011年のアジア大洋州地域FTAの注目点は韓国である。大型FTA二つが発効に向けて大きく進展した。まずEU韓国FTAは7月1日に暫定発効し、これによりカバー率は25.2%と日本（18.2%）を上回った。暫定と付くのは、EUは加盟国が多く各国の批准に時間がかかるため、EUの権限として発効が可能な物品の関税撤廃などをまず発効させ、その後で正式発効に至るプロセスになっている。また、2010年末に再交渉が妥結した米韓FTAは、コロンビア、パナマのFTAとセットで、遅くとも年内には最難関である米議会での批准が完了する見込みである。

韓国のFTAにより日本の輸出にどう影響が及ぼされるのかは関心を集める。EUは電気機器や乗用車の一部製品に、10%を超える輸入関税を課しているが、EU韓国FTAにより韓国製品は発効後最長5年間で無税となる見込みである。このため、一部品目において日本からの輸出が不利になる可能性も指摘される。EUの主要輸入品目における、日本と韓国のシェアとその税率をみると、関税の高さと、日韓が競合しているという条件に合致するのは自動車である。2010年のEUの乗用車輸入額のうち日本製は33.3%、韓国製は11.1%と日本が上回るが、EU韓国FTAが発効すれば、日本の輸出の一部が韓国から置き換わる可能性がある。日本がこれに対応するには、1. EUとFTAを結んで、韓国と同様の関税撤廃措置を得る、2. 日本からの輸出を欧州での現地生産に切り替える、3. EUとFTAを結んでいる他国での生産に切り替える、といった策が考えられる。

もっとも、日本企業のEUでの自動車現地生産台数は既に輸出の約2倍に相当することから、現地生産は進んでおり、そう大きな影響は出ないとする見解もある。ジェトロが2010年11月から12月に実施したアンケート調査（「平成22年度日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」、回答件数：1,002）の結果によると、EU韓国FTAの影響について「特段の影響はない」とする回答が42.4%と最も多く、「EUへの輸出減につながる可能性があり、マイナスの影響を及ぼす」とする回答の18.3%を上回った。回答を、自動車分野や電気電子分野の企業のみに絞ってみても、同様の分布となっている。

EU市場で競合しそうな日韓製品は何か。比較優位の考えに基づいて、EUの輸入統計を基に顕示比較優位指

数（RCA指数^(注3)）を求め、日韓の対EU輸出競争力を比較した。HS 8ケタの品目について、特に競争力が拮抗しているもの（両国の指数が2倍以下の差にとどまる）、輸出額が一定の規模にのぼるもの（1,000万ユーロ以上）を条件に抜粋した（図表Ⅱ－16）。自動車や同部品において拮抗するものが多い点が特徴である。

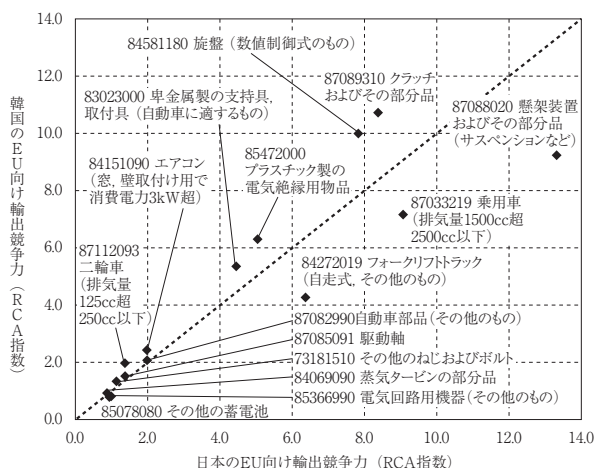
電気電子分野では、「テレビ受像機（HS8528.71～8528.72）」の14%の関税が高税率である点がよく指摘される。ただ、EUのテレビ輸入のシェアは、トルコと中国がほぼ4割ずつを占めており、日本（0.3%）と韓国（2.9%）が競合している関係にはない。韓国企業は既に東欧での現地生産を進めている面もある。むしろ韓国がシェアを有しているのは「テレビ用部品（HS8529）」であり、約3割を占めている。税率も最大5%とそう高くなく、約4割のシェアを持つ中国との勝負になるとみられる。韓国がEU市場でシェアを有する「携帯電話（HS8517）」や「半導体（HS8542）」においては、EUの関税はWTOの情報技術協定（ITA）などにより既に無税となっており、EU韓国FTAが韓国の輸出を特段後押しする訳でもない。

日本の輸出への影響という観点では、EU市場だけに目を配れば良い訳ではない。韓国は、「一般機械（HS84類）」、「電気機器（HS85類）」、「自動車、同部品（HS87類）」といった品目の多くに8%の、「プラスチック製品（HS39類）」の多くに6.5%の関税を課しているが、いずれもEU韓国FTAでおおむね即時撤廃される。これらは日本の対韓輸出主要品目でもある。このため日本の輸出は、EU市場で韓国製品と競合するよりも、韓国市場においてEU製品との競合にさらされる可能性の方が高いとも言える。また近い将来、米韓FTAが発効すれば、韓国市場では米国製品との競合も激化することが見込まれる。

■韓国は米韓FTAでビザ有効期間の延長を勝ち取る

米韓FTAは2007年4月に交渉が妥結し署名も済んでいるが、4年経ってようやく議会での批准手続きに入っている。前ブッシュ政権期に妥結した内容は民主党議会から支持を得ずたな晒しになっていたところ、2010年末に自動車の関税撤廃スケジュールなどを見直すことで両国政府が再合意し、批准が進められる状況となった。

図表Ⅱ－16 日本製品、韓国製品のEU向け輸出競争力（2010年、HS 8ケタ）



〔注〕特に競争力が拮抗しているもの、日本の輸出額が1,000万ユーロを超えるものを抜粋。

〔資料〕EU貿易統計から作成。

米議会も、EU韓国FTAが暫定発効したことを念頭に置いて、競争条件を平等にすべく米韓FTAの批准を急いでいる。韓国側も、2012年4月に議会選挙をひかえることから早いうちの批准を目指している。

日本の輸出への影響が懸念される品目としては自動車 that 挙がる。自動車の対米輸出シェアにおいて、日本は4分の1強のシェアを持ち、韓国が6%にとどまる。EU韓国FTAと同様に、米韓FTAにより韓国車がシェアを拡大するとの見方もある。ただ、米国の乗用車の税率は2.5%とEUよりも低い。加えて、再合意の結果、協定発効後4年間は現行税率を維持し5年目に撤廃するため、しばらくは日本車も同じ競争条件が続く。また在米生産台数は輸出台数の1.5～1.9倍の規模にのぼることから、税率や輸出構造を考えると日本の輸出にそれほど大きな影響が出ることはないと思われる。

ほかの鉱工業品目としては、「ベアリング」が最大で9.9%、「電動機、発動機」が最大で6.7%、「プラスチック製品」が一般に6.5%、「人造繊維、織物」が7.5～14.9%など、一部の品目は5%以上の関税が課されており、これが段階的に撤廃されるスケジュールにある。これらの品目においては韓国製品の対米輸出シェアが伸びる可能性がある。

関税以外の分野として、再合意に含まれた米国非移民ビザの期間延長は、韓国企業駐在員にとってメリットが大きい。一般に駐在員が使うことの多いL-1ビザ（企業内転勤ビザ）は、期首の有効期間が3年だが、米韓FTAはこれを5年と長くする。更新手続きは書類提出のみで済まず、パスポートにビザスタンプを押してもらうために各人が3～4日の日程で国外に出て米国の在外公館で面接を受ける、非常に面倒なものとなっている。それに

(注3) A国のi財の世界におけるRCA指数は、(A国のi財の輸出額/A国の輸出総額) / (世界のi財の輸出額/世界の輸出総額) - 1により算定される。世界の平均的な輸出比率と比較した時にi財に比較優位があるかを見ることができる。プラスであれば比較優位があり、マイナスであれば比較劣位にあることになる。ここでは、世界をEUに置き換え、EUの輸入統計により比較を行う。

伴う旅費、申請料、弁護士料は、一家4人家族と仮定すると合計でおよそ1万ドルに上る。期首の有効期間が5年あれば、駐在員の任期に鑑みてこの手続きから解放されるケースが多いと考えられ、韓国企業にとっては事務コスト、金銭コストの軽減という点でメリットになる。

こうした韓国のFTAの推進は、国内農業の補償や強化対策を取ったことを後ろ盾として進められたものでもある。チリとのFTAを始めるのを契機に、農業・農村分野の中長期投融资計画（2004～2013年）として119兆ウォンを計上した。競争力向上の支援、トレーサビリティ制度の拡大実施、所得安定制度などの措置を含んでいる。米韓FTAにより同額は123.2兆ウォンにまで拡充された。

韓国のFTA推進は日本企業の行動にも影響を与えている。最近、特に化学分野において大型の対韓進出、既存拠点の拡充が発表されている。これらの企業行動は、韓国を輸出拠点とする、韓国企業に中間財を供給するという位置付けに基づいているが、場合によっては本来、日本国内で行われるべき工程が海外に流出してしまうことになる。こうした流出は、日本国内の雇用にも大きな影響を与えることにもなりかねず、その観点からも日本としてFTAの推進は急務である。

■周辺各国のFTAがドミノ現象を引き起こす

韓国の次の目標は、交渉中のものとしては韓豪FTAの妥結になるとみられる。ギラード首相が4月に韓国を訪れた際の首脳会談において、2011年内の妥結を目指すことが確認された。さらに先のものとして、韓国は韓中FTAの交渉開始を視野に入れているとみられる。同FTAについてはジェトロ・アジア経済研究所が2010年10月に「韓中、日中FTAの影響」と題した研究を実施している。その結果によると、韓中FTAが発効すると韓国の対中輸出は277億6,000万ドル増えると試算されている。例えば米韓FTAにより韓国の対米輸出が64億～69億ドル増えるとみられている試算（出所：米国国際貿易委員会）と比べても効果は非常に大きい。対中輸出増のうち172億9,300万ドルは第三国の対中輸出を奪う形になるとみられており、日本も53億3,600万ドルの対中輸出が減ることになっている。

韓国が韓中FTAを意識する背景の一つには、台湾と中国の間で2010年9月に発効した海峡兩岸経済協力枠組協定（ECFA）がある。中台間においてはアーリーハーベスト品目の関税引き下げ、撤廃が2011年1月から始まっている。中国は化学品、自動車部品、繊維製品などを対象に539品目が、台湾は

267品目が対象になっており、最長でも3年目には撤廃が完了する。このため中国市場で台湾製品との価格競争において差が付くことを懸念する動機から、韓国が韓中FTAを進めるとの観測がみられる。このように、第三国間のFTAはさらなる第三国間のFTAを加速させ、ECFAのように日本の輸出に影響をおよぼす可能性が生じるという流れがある。そうした事態を封じるべく各国がFTAを推進するという、まさにドミノ現象が起こっている。

アーリーハーベスト品目のうち、台湾の主要輸出品目である「集積回路（HS8542）」や「携帯電話（HS8517）」はWTOの情報技術協定（ITA）により既に無税であることもあり対象に入っていないが、それ以外の電気機器（HS85類）では台湾が韓国と競合している品目がある。図表Ⅱ－17は、HS85類のうち中国の輸入額が10億ドルを超える品目について、韓国と台湾のシェア、および一般税率を示したものである。スイッチ、リチウムイオン電池などいくつかの電子部品が挙げられており、そもそも中国の一般税率は高いことから、引き下げ措置が取られることは影響を持つものと考えられる。

ECFAはサービス分野でもアーリーハーベスト条項を設けている。対象は、中国側は11分野、台湾側は9分野で、それぞれ投資規制を緩和する。アーリーハーベスト条項による投資自由化措置（第2段階、11年1月から実施）で、支店設置条件の1つ、代表事務所開設からの経過年数が3年から1年に短縮されるなど、さらなる規制緩和が行われた。また、外資系企業による病院設立はこれまで合併形態に限られていたが、一部地域（上海市、江蘇省、福建省、広東省、海南省）では台湾企業の独資での開設が可能となった。ソフトウェア、自然科学・エンジニアリング研究開発、会議運営なども、台湾企業独資での会社設立を認めることなどが盛り込まれた。これまで年間10本に制限されていた、台湾製中国語映画の輸入割当規制も撤廃された。

中国は台湾のみならず、香港やマカオといったその他近隣国・地域とも、WTOで定める以上の自由化措置、いわゆる「WTOプラス」により経済連携強化を進めてい

図表Ⅱ－17 中国の輸入における韓国と台湾のシェアと基本税率（HS85類、輸入額が10億ドル以上の品目）

HSコード	品目名	輸入額 (100万ドル)	一般税率 (%)	輸入シェア		
				韓国	台湾	(参考) 日本
8507.8020	リチウムイオン電池	4,625	12	37.0%	4.1%	38.1%
8538.9000	スイッチ、ヒューズなどの部品	4,362	7	9.5%	8.0%	26.5%
8529.9049	部品（デジタルカメラなど用）	2,029	12	13.8%	5.8%	29.5%
8525.8013	その他のテレビカメラ	1,602	35	32.9%	0.8%	9.7%
8529.9042	部品（カメラモジュール）	1,400	12	14.1%	1.2%	21.3%
8501.1099	電動機（出力37.5ワット以下）	1,186	9	3.4%	4.4%	11.0%

〔資料〕中国貿易統計、ECFA協定文から作成。

る。2011年1月に発効した中国-香港第7次経済貿易緊密化協定補充（CEPA8）は、「技術検査」と「製品検査」の新規2分野を含む19分野35項目の自由化措置を盛り込み、開放済みのサービス分野は44分野に拡大した。香港の旅行代理店が北京や上海の支店で、北京や上海発で香港やマカオへのツアーを組むことも試行的に解禁された。香港の銀行の中国における拠点が、在中国の香港企業に人民元貸し出しを行うには、中国で1年以上事業を行い利益が出ていれば可能とする措置が取られている。

(5) ASEAN+1のFTAの利用状況

■ ASEANのFTAの利用価値は2010年に大きく高まる

FTAを利用もしくは利用を検討する日本企業は引き続いて増えている。ジェトロが2010年11～12月に実施したアンケート調査（「平成22年度 日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」）によると、日本の発効済み主要FTA（日本とメキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、フィリピン、ASEAN、スイス、ベトナム間のFTA）を利用している企業は、FTA発効国と貿易を行っている企業（673社）の35.2%に達し、利用を検討している企業を含めると48.0%とほぼ半数になる。業種別での利用は、日本からの輸出では石油化学製品、輸送機器、鉄鋼産業など、輸入では飲食料品、繊維製品などが多い。FTA別（輸出）では、日チリFTAが102社中36社（35.3%）でもっとも利用率が高く、日タイFTAが29.1%で続く。チリの一般税率は一律すべての品目において6%であるため、FTAを利用する意義が表れているものと考えられる。

アジア大洋州地域においては、2010年1月にASEAN+1のFTA（ASEANと日本、中国、韓国、オセアニア、インド間のFTA）がすべて発効した。最も早いものではASEAN中国が農水産品を対象として2004年に発効しており、その後ASEAN韓国（2007年）、ASEAN日本（2008年）と続き、2010年1月にASEAN豪州NZ、ASEANインドが新たに発効した。ASEANの一部の国ではまだ発効していないものもあるが、2010年はFTA網の整備が大きく進展した。加えて、これらFTAにおける無税率も大きく上昇した。ASEAN域内のASEAN自由貿易地域（AFTA）においては、原加盟国（タイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、ブルネイ）は2010年1月からほぼすべての品目（品目総数の99%）を無税化した。今やASEAN域内はほぼ無税で物品のやり取りが可能な時代となったことを意味する。また、発効済みのASEAN中国FTA、ASEAN韓国FTAにおいては、2010年1月から中国、韓国、ASEAN原加盟国が約9割の品目を無税化しており、AFTAと同様に

図表Ⅱ－18 日本企業のASEAN+1 FTAの利用状況
（企業数ベース）

FTA	状況	2009年度	(単位：%)	
			2010年度	
AFTA (n = 135→198)	FTA を 利用している	33.3	32.3	
	利用検討中	18.5	23.7	
ASEAN中国 (n = 189→287)	FTA を 利用している	15.9	19.5	
	利用検討中	22.8	23.3	
ASEAN韓国 (n = 114→165)	FTA を 利用している	13.2	16.4	
	利用検討中	17.5	18.8	
タイ-インド (n = 80→94)	FTA を 利用している	21.3	19.1	
	利用検討中	18.8	25.5	
ASEANインド (n = 79→103)	FTA を 利用している	—	21.4	
	利用検討中	46.8	29.1	
タイ豪州 (n = 65→70)	FTA を 利用している	24.2	27.1	
	利用検討中	12.9	14.3	
ASEAN豪州NZ (n = 77→80)	FTA を 利用している	—	17.5	
	利用検討中	33.8	18.8	

〔注〕① (n) は FTA 発効国間で貿易を行っている企業の数。

%は、(n) に対する比率。

② ASEAN インド、ASEAN 豪州 NZ は、09 年度時点では未発効、数値なし。

③ アンケート調査全体の回答数は、2009 年度：935 社、2010 年度：1,002 社。

〔資料〕「平成21年度/22年度 日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」(ジェトロ) から作成。

無税化が大きく進展し、FTA の利用価値が高まった。このため、2010 年はその元年として FTA 利用度がどれほど変わったのかに関心が集まった。

■ ASEAN中国間で貿易を行う日本企業が大きく増える

まずは日本企業の利用状況を見る。ジェトロのアンケート調査から、前年度の調査と比較することで、ASEAN+1 の FTA 利用状況の変化をみた(図表Ⅱ－18)。ここでは、当該国間で貿易を行っている企業数を分母にとって、FTA を利用している企業数で割ることで「日本企業の利用率」を見る。

2010 年度の調査においては、まず第三国間で貿易を行っている企業数が前年比で大きく増えたことが注目される。母数 n の増加に表れており、AFTA、ASEAN 中国、ASEAN 韓国において、いずれもほぼ1.5倍に増えた。その上で、ASEAN 中国と ASEAN 韓国の FTA においては、利用率が目立って上昇した。日本企業が第三国間での FTA 活用を積極的に進めていることが数字として表れている。AFTA の利用率は前年比でほぼ横ばいだが、母数が増えていることから利用企業数は増えている。

ASEAN+1 の FTA の傾向について触れると、2010 年1月に発効した ASEAN インド FTA は、同地域間で貿易を行う企業も昨年に比べ1.3倍に増えた。また、FTA 利用率については発効初年度ながら20%を超え、ASEAN+1 の FTA の中で利用度が最も高かった。対インドという点では、タイ-インド FTA はア－リーハーベスト82品目を対象として既に2004年に発効しており20%前後の利用率をはこる。ASEAN インド FTA が発効した

図表Ⅱ-19 AFTA利用日本企業の、日本との貿易状況
(複数回答, n=64)

(単位: 社)

相手国	日本から輸出	日本からFTAを利用して輸出
タイ	56	40
マレーシア	44	23
インドネシア	44	28
フィリピン	36	16
ベトナム	46	22

[資料]「平成22年度 日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」(ジェトロ) 回答から作成。

図表Ⅱ-20 日本企業のASEAN主要国とのFTA利用状況(「利用している」または「利用を検討中」と回答した率)

(単位: %)

相手国	全体	大企業	中小企業
タイ	43.2	45.2	41.1
マレーシア	28.9	35.0	22.7
インドネシア	33.0	41.0	23.4
フィリピン	26.1	33.5	16.3
ベトナム	32.7	36.2	28.7

[資料]「平成22年度 日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」(ジェトロ) 回答から作成。

はるが、このうち8社はタイ-インドFTAも利用しているとの回答(使っていない企業は2社、検討中の企業が1社)になっている。つまり一企業にとって、両FTAは代替関係ではなく、補完関係にあることが示されている。

ことでタイ-インドFTAの利用がどう変化するか、ASEANインドFTAの利用にとって替わるのかは一つの注目点だった。この点、タイ-インドFTAの利用率はほぼ横這いであることから、企業はタイ-インドFTAも引き続き利用しつつ、ASEANインドFTAを新たに利用しているものと解釈できる。ASEANインドFTAは「利用検討中」との回答も約30%と高く、今後も日本企業による活用が進む可能性がある。

ASEANインドFTAとタイ-インドFTAの利用について、二つの回答を掛け合わせると、両FTAの使われ方がみえてくる。タイ-インド間の貿易においてASEANインドFTAを「利用している」と回答した企業は11社にの

日本企業は第三国間のFTA、中でも代表格のAFTAをどの拠点から利用しているだろうか。仮に日本から輸出された部品や素材がASEANで加工され、さらにAFTAを利用して域内に輸出される工程を考えると、日本からASEAN各国に「輸出している」と回答した企業の分布をみることは1つの参考指標になると考えられる。AFTAを「利用している」と回答した64社が、日本からどの国に「輸出している」か、また「FTAを利用して輸出しているか」をみた(図表Ⅱ-19)。

日本からの輸出先として最も選ばれているのはタイで、AFTA利用企業64社のうち56社と約9割におよぶ。また、FTAを利用してタイに輸出している比率も高い。そ

れ以下はベトナム、インドネシア、マレーシア、フィリピンと続く。また、表からは読み取れないが64社のうち10社はこの5カ国すべてに日本からFTAを利用して輸出している回答となった。つまり、FTAを活用している企業は大いに活用していることが分かっている。

日本のFTAの利用において大企業、中小企業の差は、相手国によって異なる(図表Ⅱ-20)。例えば日本からタイへの輸出をしている企業470社のうち、FTAの優遇税率を「利用している/利用を検討中」率は、大企業は45.2%、中小企業は

図表Ⅱ-21 タイ、マレーシアにおける各FTAの利用状況(輸出)

(単位: 100万ドル, %)

国	相手国・地域	FTA	FTAを利用した輸出額					輸出総額に対する利用率				
			2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
タイ	ASEAN	A F T A	5,509	7,865	10,735	9,671	14,015	20.2	22.6	26.8	29.9	31.6
	中国	ASEAN中国	1,450	1,769	1,691	3,990	7,387	12.3	11.1	10.4	24.8	34.4
	韓国	ASEAN韓国	-	-	-	-	881	-	-	-	-	24.4
	インド	ン	328	399	418	352	1,466	18.1	14.0	12.3	11.0	33.4
		ASEANインド	-	-	-	-	900	-	-	-	-	20.5
		タイ-インド(アーリーハーベスト82品目)	328	399	418	352	566	89.1	98.3	83.4	69.0	74.1
	大	洋州	2,746	4,067	4,944	4,316	5,640	62.6	66.3	61.9	50.5	55.5
		ASEAN豪州NZ	-	-	-	-	28	-	-	-	-	0.3
	日本	タイ	2,746	4,067	4,944	4,316	5,613	62.6	66.3	61.9	50.5	59.9
		ASEAN日本	-	642	4,507	4,281	4,831	-	18.1	22.4	27.3	23.7
マレーシア	ASEAN	A F T A	3,069	3,922	4,809	5,186	8,833	7.4	8.7	9.4	12.8	17.5
	中国	ASEAN中国	1,042	1,628	1,896	2,381	4,426	9.0	10.6	10.0	12.5	17.7
	韓国	ASEAN韓国	-	403	4,286	4,195	4,941	-	10.9	55.3	70.0	65.8
	インド	ASEANインド	-	-	-	-	703	-	-	-	-	10.8
	大	洋州	-	-	-	-	861	-	-	-	-	10.3
	日本	日マレーシア、ASEAN日本	850	1,948	2,503	2,344	3,038	10.4	12.0	11.6	15.2	14.7
合計	A F T A		8,578	11,786	15,544	14,856	22,848	12.4	14.8	16.9	20.4	24.1
	A S E A N 中国		2,492	3,397	3,587	6,371	11,813	10.6	10.8	10.2	18.1	25.4
	対 イ ン ド		-	-	-	-	2,169	-	-	-	-	19.9
	対 日 本		-	-	7,011	6,624	7,869	-	-	17.0	21.3	19.2

[注] ①大洋州は、2010年はオーストラリアとニュージーランド。それ以前はオーストラリアのみ。

②2007年の日タイは11~12月実績、2006年の日マレーシアは7~12月実績、2007年のマレーシアのASEAN韓国は6~12月実績。

[資料] タイ商務省資料、マレーシア通商産業省資料、各国貿易統計から作成。

41.1%と差はほとんどない。しかし、対フィリピンにおいては大企業の利用率は33.5%であるのに対し中小企業では16.3%と差が出る。FTAを利用していない理由は、「FTAの制度を知らない」とする回答が特に中小企業で高く、制度情報が広く知れ渡れば利用率が高まる可能性が示されている。

■ FTA利用率は軒並み30%を超える

FTAがどれだけ利用されているのかを示す統計は、あまり多くの国で整備されていないが、アジア大洋州地域におけるFTAの利用状況は、タイとマレーシア政府が公表している統計から把握することができる。利用企業数ではなく貿易統計の金額ベースで、どれだけの輸出入がFTAを利用して行われたかが分かる。図表Ⅱ－21は、タイとマレーシアからFTAを利用して輸出された額の、輸出総額に占める利用率を取ったものである。

2010年、タイからの輸出におけるアジア大洋州地域のFTAの利用率は大きく伸びた。ASEAN域内のAFTAの利用率は30%を超え、加えてASEAN+1のFTAも飛躍的に利用率が拡大した。ASEAN中国FTAの利用率は34.4%へと大きく伸び、一気にAFTAの利用率を上回った。マレーシアからの輸出においても、ASEAN中国FTA

図表Ⅱ－22 タイの輸出における主要FTA利用品目

F T A	品目
A F T A	乗用車、商用車、自動車部品、エアコン
A S E A N 中 国	キャッサバ、ゴム類、有機化学品、プラスチック類
タ イ - イ ン ド , A S E A N イ ン ド	有機化学品、アルミニウム合金、エアコン、エンジン、プラスチック類
タ イ 豪 州 , A S E A N 豪 州 N Z	乗用車、商用車、水産物調製品（マグロ）、エアコン、洗濯機
日 タ イ , A S E A N 日 本	鶏肉調製品、エビ類、プラスチック類、魚類、鉄製ばね

〔資料〕タイ商務省資料から作成。

の利用率はAFTAの利用率を上回った。ASEAN中国FTAにおいては第2修正議定書が発効したことで、2011年から仲介貿易が正式に認められるようになり、輸出元国と輸出先国の間に第三国を介在させる貿易形態においてFTAを利用することが可能となった。地域拠点を第三国として挟むことで財務決済機能を集中させるなどの対応が可能となり、企業にとっての利用価値が高まった。今後、同FTAの利用率はさらに高まることが予想される。

ASEAN中国FTAはどういった品目において用いられているか。タイからの輸出においてはキャッサバ芋、配合ゴム、化学品などが利用上位品目で、前年と大きな変

わりはない（図表Ⅱ－22）。新たに利用される品目が増えた訳ではなく、これまでも利用されている品目でさらに利用が増えたことが表れている。逆にタイの（中国からの）輸入においては、ASEAN中国FTAの利用率は7.5%にとどまる。これまでの利用上位品目である収穫・脱穀機、陶磁製品、リングに加えて、一部の織物やビデオ記録・再生機器などが新たに利用品目に並ぶようになった。ただ額としては小さく、利用率の上昇およびFTAを活用する物品の広がりは来年以降どう変化するかが注目される。

また、2010年に発効したASEANインドFTAも初年ながらタイの輸出において20%を上回る利用率を記録した。既に発効してい

図表Ⅱ－23 世界の主要地域の域内貿易比率の推移

		(単位：%)							
		1980年	1990年	1995年	2000年	2005年	2008年	2009年	2010年
アジア	ASEAN+6 (再輸出調整)	—	—	—	41.9	44.1	43.1	43.8	45.9
	A S E A N + 6	33.2	33.0	40.3	40.6	43.0	42.5	43.0	45.0
	A S E A N + 3	28.9	28.6	36.9	37.4	39.1	37.4	37.8	39.6
	A S E A N	15.9	17.0	21.0	22.7	24.9	25.0	26.1	25.6
	A S E A N + 中 国	14.9	15.8	19.1	20.1	20.7	20.4	20.3	22.0
	A S E A N + イ ン ド	15.1	16.5	20.7	22.3	23.8	24.2	24.7	24.4
	A S E A N + 日 本	23.4	21.7	27.4	26.4	26.0	26.0	27.0	27.3
	A S E A N + 6 + 台 湾	35.1	36.2	43.7	44.9	47.7	46.4	46.8	49.0
	A S E A N + 3 + 台 湾	30.9	32.0	40.4	41.9	44.2	41.7	42.0	44.0
米 州	N A F T A	15.8	17.4	21.7	23.8	25.1	25.3	26.3	25.9
	E U	33.2	37.2	42.0	46.8	43.0	40.0	39.5	40.4
欧 州	P E C	57.5	65.4	65.4	65.1	65.0	64.8	65.1	65.0
	A	57.5	67.5	71.6	72.3	69.3	64.7	66.8	66.9
環太平洋戦略経済連携協定 (TPP)		10.5	12.1	15.1	13.0	12.6	12.4	12.9	12.8

- 〔注〕①ASEAN+6は、ASEAN、日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、インド。
 ②ASEAN+3は、ASEAN、日本、中国、韓国。
 ③APECは、オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、中国、香港、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、パプアニューギニア、ペルー、フィリピン、ロシア、シンガポール、台湾、タイ、米国、ベトナム。
 ④TPPは、米国、シンガポール、ブルネイ、ニュージーランド、チリ、オーストラリア、ペルー、ベトナム、マレーシア。
 ⑤域内貿易比率（往復）は、（域内輸出額＋域内輸入額）／（対世界輸出額＋対世界輸入額）×100で算出。
 ⑥ASEAN+6（再輸出調整）は、以下の3点により二重計上となる再輸出を調整したもの。
 ・シンガポールについて、輸出額としてシンガポール原産の純輸出額を用いた（再輸出は含めない）。
 ・シンガポールについて、輸入額はいずれ再輸出されるものも含むため、その分を除いた数字を純輸入額として用いた。
 ・ASEAN+6から香港経由でASEAN+6に再輸出された額を域内貿易に加算した（ただし、中国→香港→中国の流れは中国国内貿易とみなされるため除外）。

〔資料〕DOT (IMF)、台湾貿易統計、香港貿易統計、シンガポール貿易統計から作成。

るタイ-インドFTAも合わせると利用率は30%を上回る。対インド市場について、タイ-インドFTAは82品目のみと対象が限られているため、タイ-インドFTAを補うようにASEANインドFTAが利用されている。一方で、対オーストラリア市場については幅広い品目を対象とするタイ豪FTAがあり、既に発効して6年が経つため、新たに発効したASEAN豪州NZFTAの利用率は0.3%と、タイではほとんど利用されていない。ASEAN豪州NZFTAは、オーストラリアとの間に既存FTAがないマレーシアからの輸出においては10.3%の利用率を記録している。

ASEAN韓国FTAについて、マレーシアの輸出における利用率は6割を超える。マレーシアのほかのFTAに比べても、タイにおける同FTAの利用率が約25%であるのと比べても格別が高い。これはマレーシアの対韓輸出の4割以上が化石燃料（HS27類）に偏っており、同品目でFTAが集中的に利用されていることが寄与しているものと考えられる。主要輸出品目である天然ガス（韓国のHS2711.11.0000）や原油（HS2709.00.1010）は、一般税

率は3%だが、ASEAN韓国FTAを用いれば無税での対韓輸出が可能になっている。つまり韓国で輸入する側からと考えると、エネルギーの安価な供給のためにFTAを活用していることになる。

■アジア大洋州地域の一体化は大きく進展

世界的な景気後退により2009年の貿易は減少したが、2010年は回復の年となりどの国でも貿易額は大きく増加した。また、2010年はASEAN+1のFTAがすべて発効し、アジア大洋州地域のモノの流れの自由化が大きく進展した。そうした中で域内貿易の比率が上昇している。

2010年のASEAN+6（再輸出調整）の域内貿易比率は45.9%と、前年の43.8%から2.1ポイント上昇した（図表II-23）。日本のASEAN+6向け輸出の対世界比は45.6%を占め、年々高まっている。韓国、オーストラリアについても同様の傾向がみられる。こうした、貿易大国の域内貿易比率の高まりが、ASEAN+6の一体化進展に貢献している。

Column II - 3

●各国は対米輸出においてFTAをどう利用しているか

FTA利用率が取れる統計をそろえている国としては、米国の輸入統計がある。つまり各国が米国とのFTAを対米輸出にどれだけ生かしているかの指標が取れる。FTAの先駆的存在として位置付けられるNAFTAは、ほぼ50%の利用率で毎年安定した推移になっている。発効から15年以上が経っており、既に関税撤廃スケジュールは完了しているため、利用する価値のある品目と、ない品目（つまり最恵国待遇ベースでも無税）にもはや変化がないことがその背景だと考えられる。

米国ヨルダンFTAは2010年に飛躍的に利用率が上がった。これは適格工業地区（QIZ）協定を利用して無税で対米輸出されていた繊維製品が、米ヨルダンFTAを利用しての輸出に置き換わったことによるもの。米ヨルダンFTAは2001年12月の発効から10年目を迎え、関税撤廃が進んだことに伴って、QIZ協定から置き換わっている。ヨルダンの対米輸出の8割は繊維製品であり、ヨルダン製の繊維製品はリーバイスやラルフローレンのブランドにおいてみられる。

表 米国におけるFTAの利用状況（輸入）

相手国・地域	発効年	FTAを利用した輸入額					輸入総額に対する利用率				
		2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
カナダ（NAFTA）	1994年1月	159,062	157,284	159,892	108,905	141,938	52.4	50.2	47.6	48.4	51.3
メキシコ（NAFTA）	1994年1月	117,820	120,757	115,587	91,604	118,458	59.4	57.3	53.5	51.9	51.6
オーストラリア	2005年1月	3,134	3,117	3,902	2,712	2,654	38.2	36.2	36.9	33.8	30.9
シンガポール	2004年1月	869	903	972	824	1,056	4.9	4.9	6.1	5.3	6.0
チリ	2004年1月	5,486	4,988	4,443	3,345	4,277	57.4	55.4	54.3	56.2	61.1
ペルー	2009年2月	—	—	—	976	2,130	—	—	—	23.3	41.8
ドミニカ共和国・中米諸国（DR-CAFTA）	2006年3月～09年1月（順次）	3,929	8,112	9,326	8,923	10,385	21.2	43.3	48.2	47.4	43.7
バレーン	2006年8月	47	199	288	258	274	7.4	31.8	53.4	55.6	65.3
イスラエル	1985年8月	2,768	2,750	3,162	2,493	2,725	14.5	13.2	14.2	13.3	13.0
ヨルダン	2001年12月	309	313	280	240	606	21.7	23.4	24.6	26.0	62.2
モロッコ	2006年1月	116	136	161	114	163	22.2	22.3	18.3	24.5	23.8
オマーン	2009年1月	—	—	—	456	335	—	—	—	50.3	43.4
アフリカ成長機会法（AGOA）		21,215	23,652	27,936	12,737	15,276	37.6	36.6	34.4	29.4	25.1
アンデス貿易特惠法（ATPA）		10,963	10,489	12,872	5,908	6,598	49.3	50.5	46.0	28.4	23.4

〔資料〕米国国際貿易委員会（ITC）から作成。